

地方公会計の推進と 公共施設の適正管理について

令和3年8月18日(水)

総務省自治財政局財務調査課



総務省

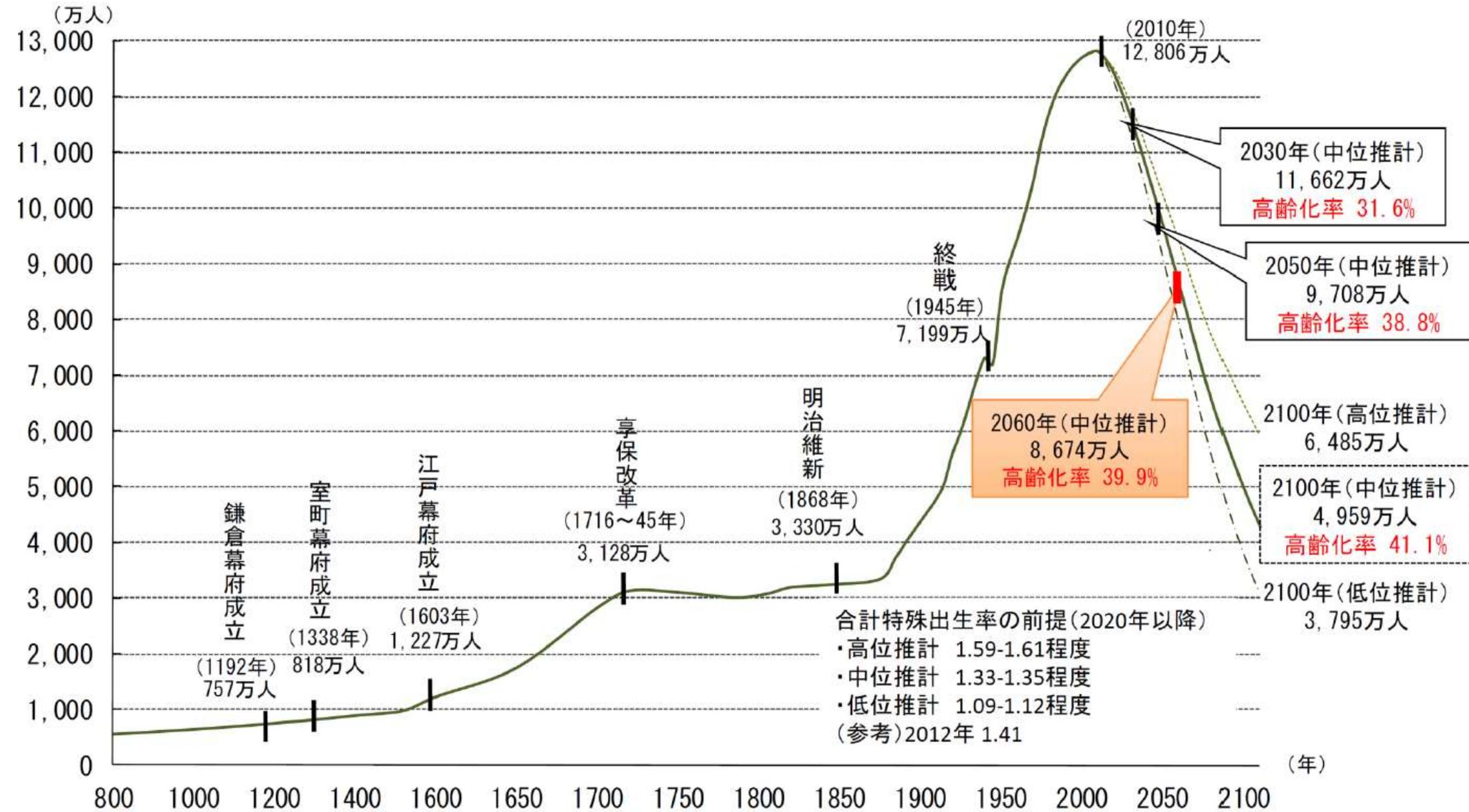
Ministry of Internal Affairs
and Communications

目次

1	はじめに	...	2
2	地方公会計の推進について		
	(1) 地方公会計の意義とこれまでの取組	...	11
	(2) 統一的な基準による財務書類等の概要	...	25
	(3) 地方公会計の活用に向けた取組	...	38
3	公共施設の適正管理について		
	(1) 公共施設等総合管理計画の作成及び見直しについて	...	44
	(2) 公共施設等適正管理推進事業債について	...	57
	(3) 公共施設マネジメントにおける地方公会計の活用について	...	61

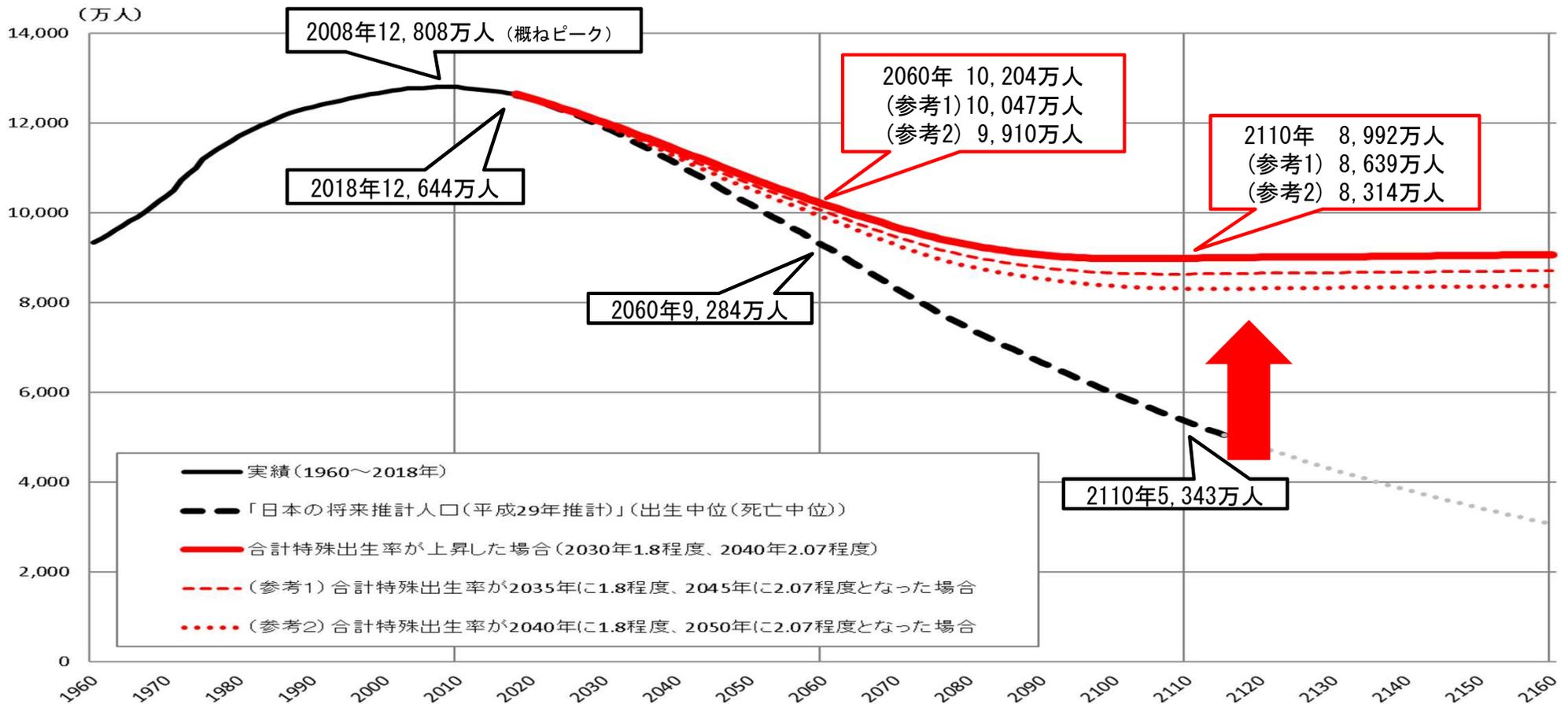
1 はじめに

日本の人口推移



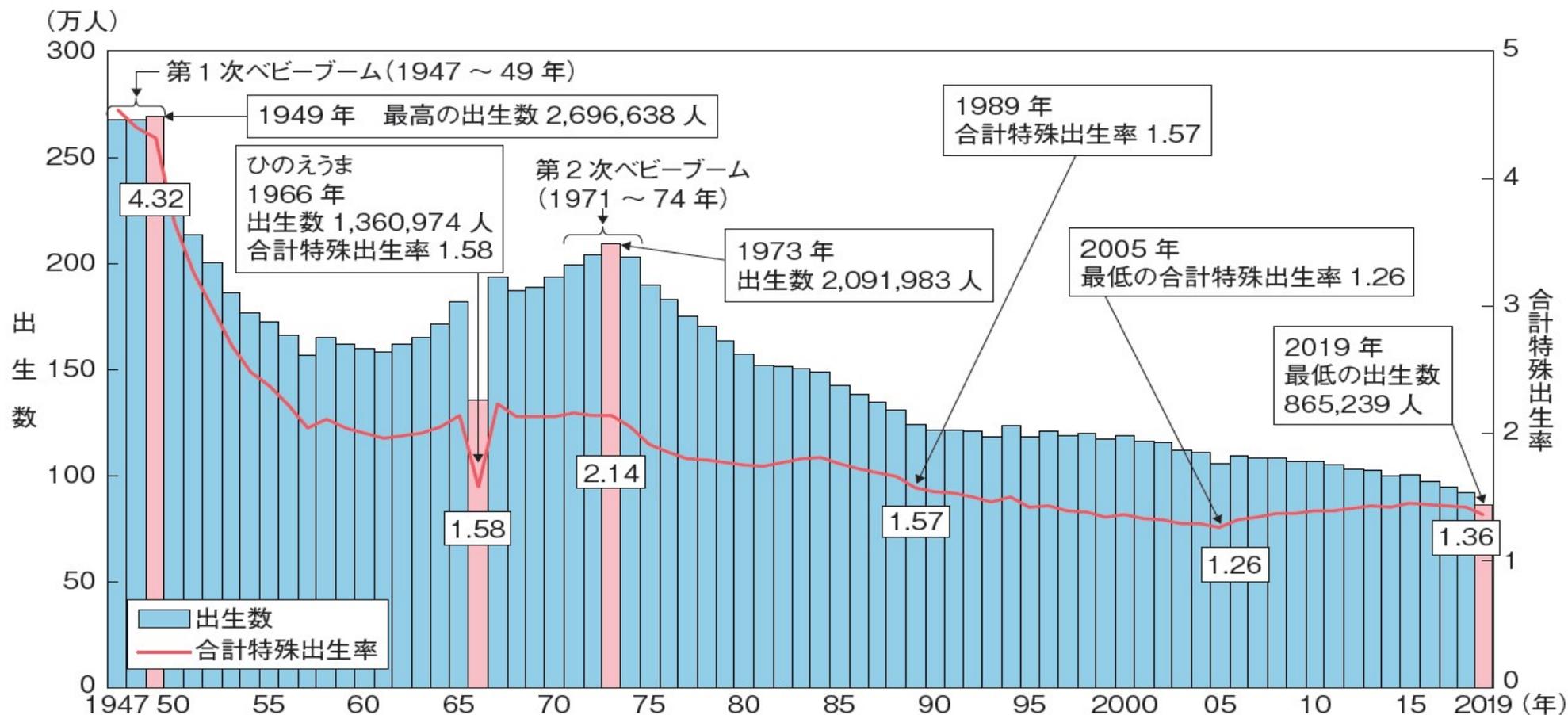
我が国の人口の推移と長期的な見通し [暫定推計]

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060年の総人口は約9,300万人（平成26年閣議決定時：約8,700万人）まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2025年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。



- (注1)実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2115~2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
- (注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。
- (注3)国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2019」によると、人口置換水準は、2001年から2016年は2.07で推移し、2017年は2.06となっている。
- (注4)総人口の推計においては、2019年4月施行の出入国管理及び難民認定法等の改正(新たな在留資格の創設等)に伴う外国人の増加は考慮していない。

(参考) 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



資料: 厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

「令和3年版 少子化社会対策白書」(令和3年6月11日閣議決定)(抄)

第1部 少子化対策の現状

第1章 少子化をめぐる現状

2 出生数、出生率の推移

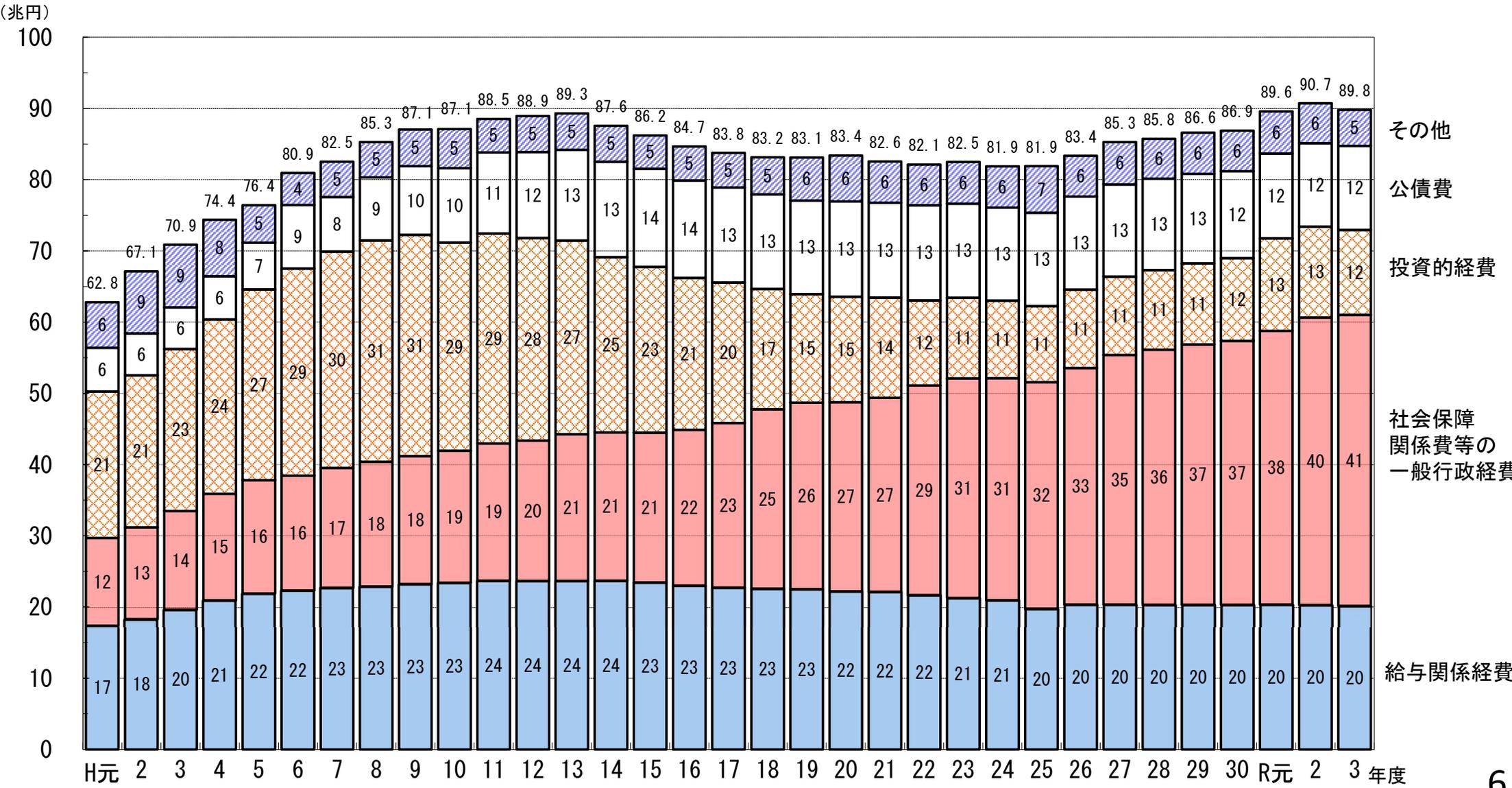
(100万人を割る出生数)

2019年の出生数は86万5,239人となり、90万人を割り込んだ。

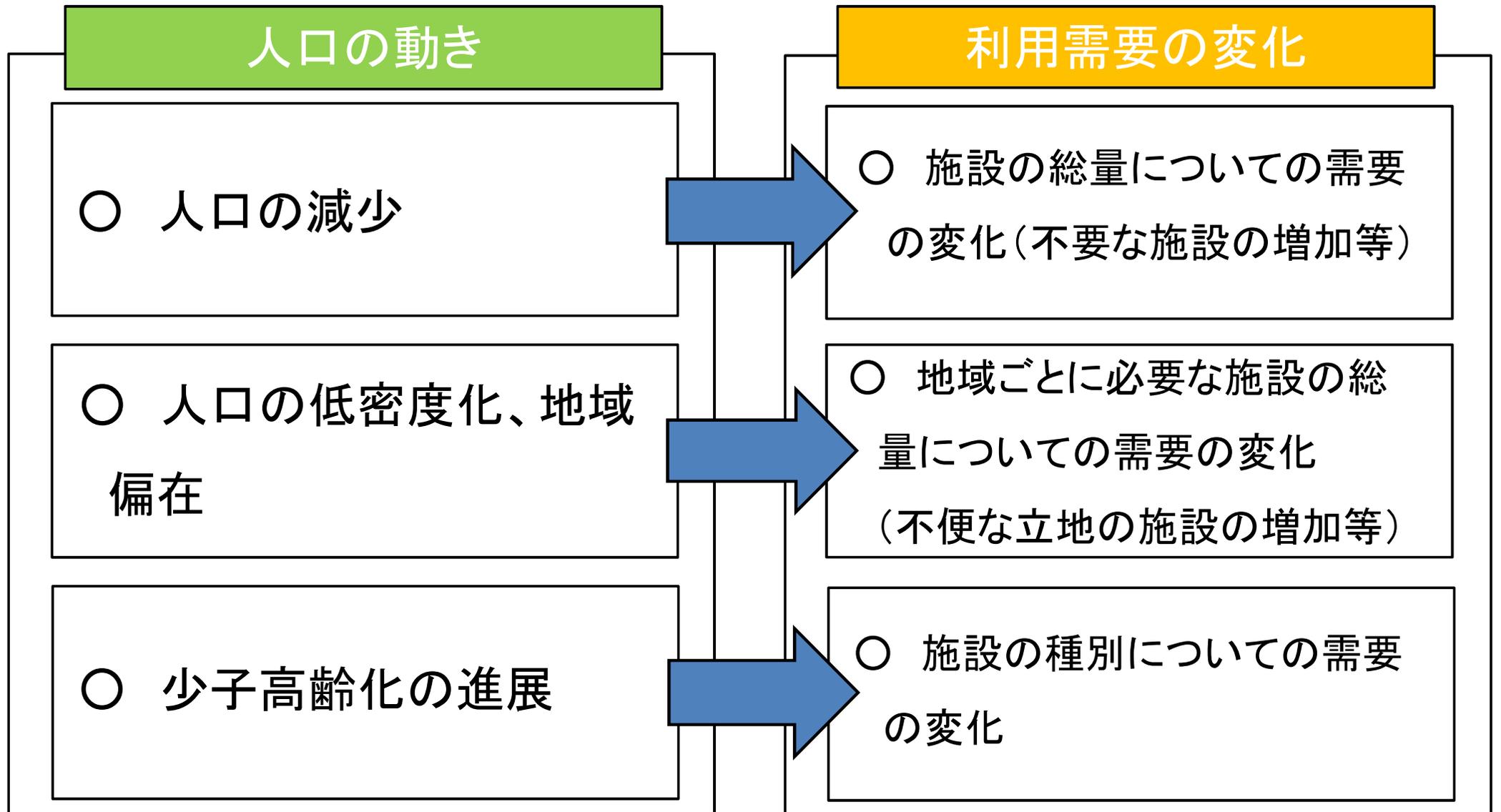
合計特殊出生率をみると・・・2015年には1.45まで上昇したものの、2019年は1.36となり、前年の1.42を0.06ポイント下回った。

地方財政計画の歳出の推移

- 社会保障関係費（一般行政経費に計上）は高齢化の進行等により増加。
- 投資的経費は減少傾向にあったが、近年は、防災・減災、国土強靱化関連事業の増等により増加傾向。
- 給与関係経費は減少傾向にあったが、保健所の恒常的な人員体制強化のための保健師の増や児童虐待防止対策のための児童福祉司の増等により横ばい。



今後考えられる人口の動きから見た公共施設マネジメントの必要性



○ 一方で、地方財政は厳しい状況が続いていることから、公共施設マネジメントのための財源にも課題がある。

公共施設マネジメントの必要性①

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

国土交通省公表資料

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

◀建設後50年以上経過する社会資本の割合▶

	2018年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋 [約73万橋 ^{注1)} (橋長2m以上の橋)]	約25%	約39%	約63%
トンネル [約1万1千本 ^{注2)}	約20%	約27%	約42%
河川管理施設(水門等) [約1万施設 ^{注3)}	約32%	約42%	約62%
下水道管きよ [総延長:約47万km ^{注4)}	約4%	約8%	約21%
港湾岸壁 [約5千施設 ^{注5)} (水深-4.5m以深)]	約17%	約32%	約58%

注1) 道路橋約73万橋のうち、建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

注2) トンネル約1万1千本のうち、建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)(2017年度集計)

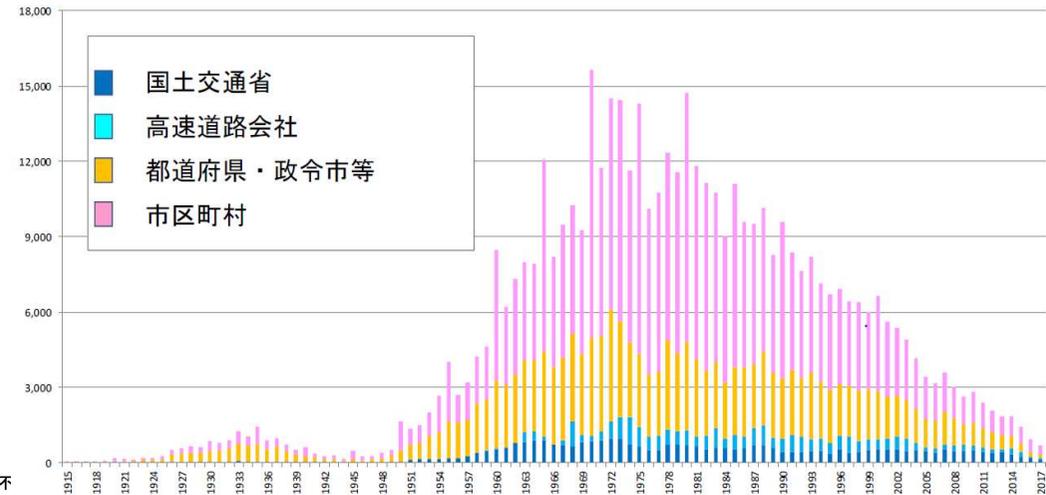
注4) 建設年度が不明な約2万kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)(2017年度集計)

注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

国土交通省公表資料

道路(橋梁)の現状

○建設年度別橋梁数



※この他に建設年度不明橋梁約23万橋

公共施設マネジメントの必要性②

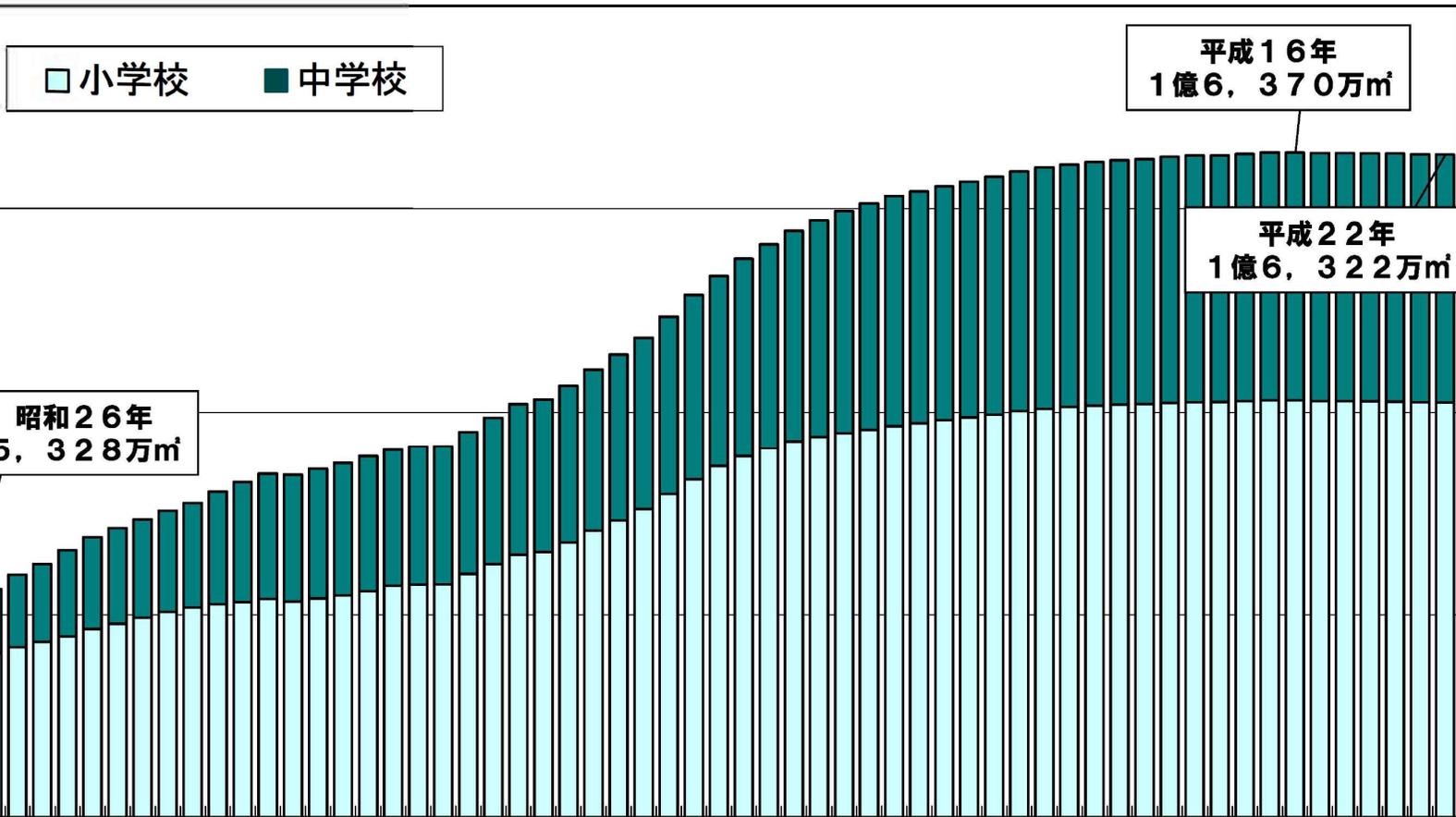
文部科学省公表資料

○公立小中学校施設保有面積の推移

戦後、児童生徒の増加に伴い保有面積は増加してきたが、近年は横ばいからやや減少傾向に

保有面積
(単位:千㎡)

200,000



平成16年
1億6,370万㎡

平成22年
1億6,322万㎡

昭和26年
5,328万㎡

昭和26年

31

36

41

46

51

56

61

平成3年

8

13

18

(公立学校施設実態調査)

まとめ

- 人口の減少
- 人口の低密度化・地域偏在の進行
- 少子高齢化の進展

- 過去に建設された公共施設等の更新時期が一斉に到来
- 一方で、社会保障関係費の増加により、投資的経費は抑制傾向

- 市町村合併後の施設のあり方

- 長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施する必要

(公共施設等総合管理計画等の策定)

- 更新・統廃合・長寿命化等の対応策を検討するには、保有する資産の状況把握が必要

(地方公会計の出番)

- 資産・負債(ストック)の全体の状況把握が可能となる固定資産台帳(統一的な基準による地方公会計)の活用が有効。当該データを活用して、公共施設マネジメントに繋げる。
- 加えて、財務書類等の整備・開示により、住民・議会などへの説明責任をより適切に果たすことにも繋がる。

2 地方公会計の推進について

(1) 地方公会計の意義とこれまでの取組

官庁会計と企業会計について

現金主義会計

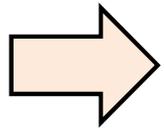
現金の収支に着目した会計処理原則(官庁会計)

- 現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資する
- × 現金支出を伴わないコスト(減価償却費、退職手当引当金等)の把握ができない

発生主義会計

経済事象の発生に着目した会計処理原則(企業会計)

- 現金支出を伴わないコスト(減価償却費、退職手当引当金等)の把握ができる
- × 投資損失引当金といった主観的な見積りによる会計処理が含まれる



✓ 「現金主義会計」に加えて「発生主義会計」を採り入れることで、減価償却費、退職手当引当金等のコスト情報が「見える化」

単式簿記

経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う簿記の手法
(官庁会計)

複式簿記

経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う簿記の手法
(企業会計)

(例)現金100万円で車を1台購入した場合

<単式簿記> 現金支出100万円を記帳するのみ

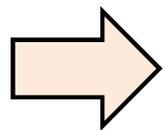
<複式簿記> 現金支出とともに資産増を記帳

資産の増加

資産の減少

(借方)車両100万円

(貸方)現金100万円



✓ 「単式簿記」に加えて「複式簿記」を取り入れることで、資産等のストック情報が見える化

地方公会計の意義

1. 目的

① 説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

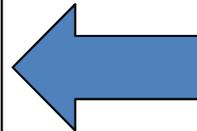
2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完



発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書

企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書



3. 財務書類整備の効果

① 資産・負債(ストック)の総体の一覽的把握

資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

② 発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示

③ 公共施設マネジメント等への活用

固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（大臣通知）

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日 総務大臣通知（総財務第14号））

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組みられてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年5月23日付総務大臣通知総財務第102号）のとおり、平成26年4月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成27年1月23日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講じることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

統一的な基準による財務書類等の作成状況

- 令和3年3月末時点で、令和元年度末時点の状況を反映した固定資産台帳については全団体の87.5%にあたる1,565団体が整備(更新)済み。
- 令和3年3月末時点で、令和元年度決算に係る財務書類については全団体の86.1%にあたる1,539団体が作成済み。

【令和元年度末時点の状況を反映した固定資産台帳の整備(更新)状況】(令和3年3月31日時点) (単位:団体)

整備(更新)状況	都道府県		市区町村		合計
			指定都市	指定都市除く市区町村	
整備(更新)済み	42 (89.4%)	1,523 (87.5%)	20 (100.0%)	1,503 (87.3%)	1,565 (87.5%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

【令和元年度決算に係る一般会計等財務書類(財務4表)の作成状況】(令和3年3月31日時点) (単位:団体)

作成状況	都道府県		市区町村		合計
			指定都市	指定都市除く市区町村	
作成済み	42 (89.4%)	1,497 (86.0%)	20 (100.0%)	1,477 (85.8%)	1,539 (86.1%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

「令和元年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より



決算年度の翌年度末までに作成・更新が完了しない団体においては、毎年度、確実に財務書類等の作成・更新を行うこと、及び、作成・更新の早期化を図る(少なくとも決算年度の翌年度末までには完成させる)ことが必要。

【参考】令和元年度決算に係る財務書類等の整備状況（都道府県別）（R3. 3. 31時点）

○都道府県

団体名	固定資産台帳	一般会計等財務書類 (財務4表)
	整備済み	作成済み
北海道	○	○
青森県	○	○
岩手県	○	○
宮城県	○	○
秋田県	○	○
山形県	○	○
福島県	○	○
茨城県	○	○
栃木県	○	○
群馬県	○	○
埼玉県	○	○
千葉県	○	○
東京都	○	○
神奈川県	○	○
新潟県	○	○
富山県	○	○
石川県	○	○
福井県	○	○
山梨県	○	○
長野県	○	○
岐阜県	○	○
静岡県	○	○
愛知県	○	○
三重県	○	○
滋賀県	○	○
京都府	○	○
大阪府	○	○
兵庫県	○	○
奈良県	○	○
和歌山県	○	○
鳥取県	○	○
島根県	○	○
岡山県	○	○
広島県	○	○
山口県	○	○
徳島県	○	○
香川県	○	○
愛媛県	○	○
高知県	○	○
福岡県	○	○
佐賀県	○	○
長崎県	○	○
熊本県	○	○
大分県	○	○
宮崎県	○	○
鹿児島県	○	○
沖縄県	○	○
合計	42	42

○政令指定都市

団体名	固定資産台帳	一般会計等財務書類 (財務4表)
	整備済み	作成済み
札幌市	○	○
仙台市	○	○
さいたま市	○	○
千葉市	○	○
横浜市	○	○
川崎市	○	○
相模原市	○	○
新潟市	○	○
静岡市	○	○
浜松市	○	○
名古屋市	○	○
京都市	○	○
大阪市	○	○
堺市	○	○
神戸市	○	○
岡山市	○	○
広島市	○	○
北九州市	○	○
福岡市	○	○
熊本市	○	○
合計	20	20

○政令指定都市を除く市区町村

団体名	団体数	固定資産台帳		一般会計等財務書類 (財務4表)	
		整備済み		作成済み	
北海道	178	149	(83.7%)	150	(84.3%)
青森県	40	30	(75.0%)	32	(80.0%)
岩手県	33	30	(90.9%)	24	(72.7%)
宮城県	34	26	(76.5%)	27	(79.4%)
秋田県	25	22	(88.0%)	22	(88.0%)
山形県	35	29	(82.9%)	29	(82.9%)
福島県	59	42	(71.2%)	39	(66.1%)
茨城県	44	37	(84.1%)	37	(84.1%)
栃木県	25	25	(100.0%)	24	(96.0%)
群馬県	35	26	(74.3%)	24	(68.6%)
埼玉県	62	59	(95.2%)	58	(93.5%)
千葉県	53	45	(84.9%)	44	(83.0%)
東京都	62	52	(83.9%)	51	(82.3%)
神奈川県	30	27	(90.0%)	27	(90.0%)
新潟県	29	23	(79.3%)	22	(75.9%)
富山県	15	12	(80.0%)	12	(80.0%)
石川県	19	14	(73.7%)	12	(63.2%)
福井県	17	14	(82.4%)	13	(76.5%)
山梨県	27	27	(100.0%)	27	(100.0%)
長野県	77	76	(98.7%)	77	(100.0%)
岐阜県	42	41	(97.6%)	41	(97.6%)
静岡県	33	29	(87.9%)	29	(87.9%)
愛知県	53	47	(88.7%)	46	(86.8%)
三重県	29	26	(89.7%)	27	(93.1%)
滋賀県	19	18	(94.7%)	18	(94.7%)
京都府	25	19	(76.0%)	18	(72.0%)
大阪府	41	29	(70.7%)	24	(58.5%)
兵庫県	40	35	(87.5%)	35	(87.5%)
奈良県	39	35	(89.7%)	34	(87.2%)
和歌山県	30	29	(96.7%)	28	(93.3%)
鳥取県	19	17	(89.5%)	16	(84.2%)
島根県	19	18	(94.7%)	18	(94.7%)
岡山県	26	23	(88.5%)	21	(80.8%)
広島県	22	18	(81.8%)	18	(81.8%)
山口県	19	16	(84.2%)	16	(84.2%)
徳島県	24	24	(100.0%)	24	(100.0%)
香川県	17	16	(94.1%)	16	(94.1%)
愛媛県	20	18	(90.0%)	18	(90.0%)
高知県	34	34	(100.0%)	33	(97.1%)
福岡県	58	48	(82.8%)	48	(82.8%)
佐賀県	20	18	(90.0%)	19	(95.0%)
長崎県	21	15	(71.4%)	15	(71.4%)
熊本県	44	40	(90.9%)	40	(90.9%)
大分県	18	18	(100.0%)	18	(100.0%)
宮崎県	26	25	(96.2%)	25	(96.2%)
鹿児島県	43	43	(100.0%)	42	(97.7%)
沖縄県	41	39	(95.1%)	39	(95.1%)
合計	1,721	1,503	(87.3%)	1,477	(85.8%)

統一的な基準による地方公会計の整備及び活用に係る支援

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析を始めとする財務書類の活用方法を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表した（平成28年5月改訂）。「地方公会計の推進に関する研究会」報告書等を踏まえ、マニュアルを改訂（令和元年8月改訂）。

2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアについて、平成27年度から令和3年度まで地方公共団体に提供（平成31年4月からは有償にて提供。）。

3. 財政支援

地方公会計システムの運用に係る経費について普通交付税措置。

専門家の招へい・職員研修に要する経費について特別交付税措置。（※措置率1/2（財政力補正あり））

4. 人材育成支援

市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施。

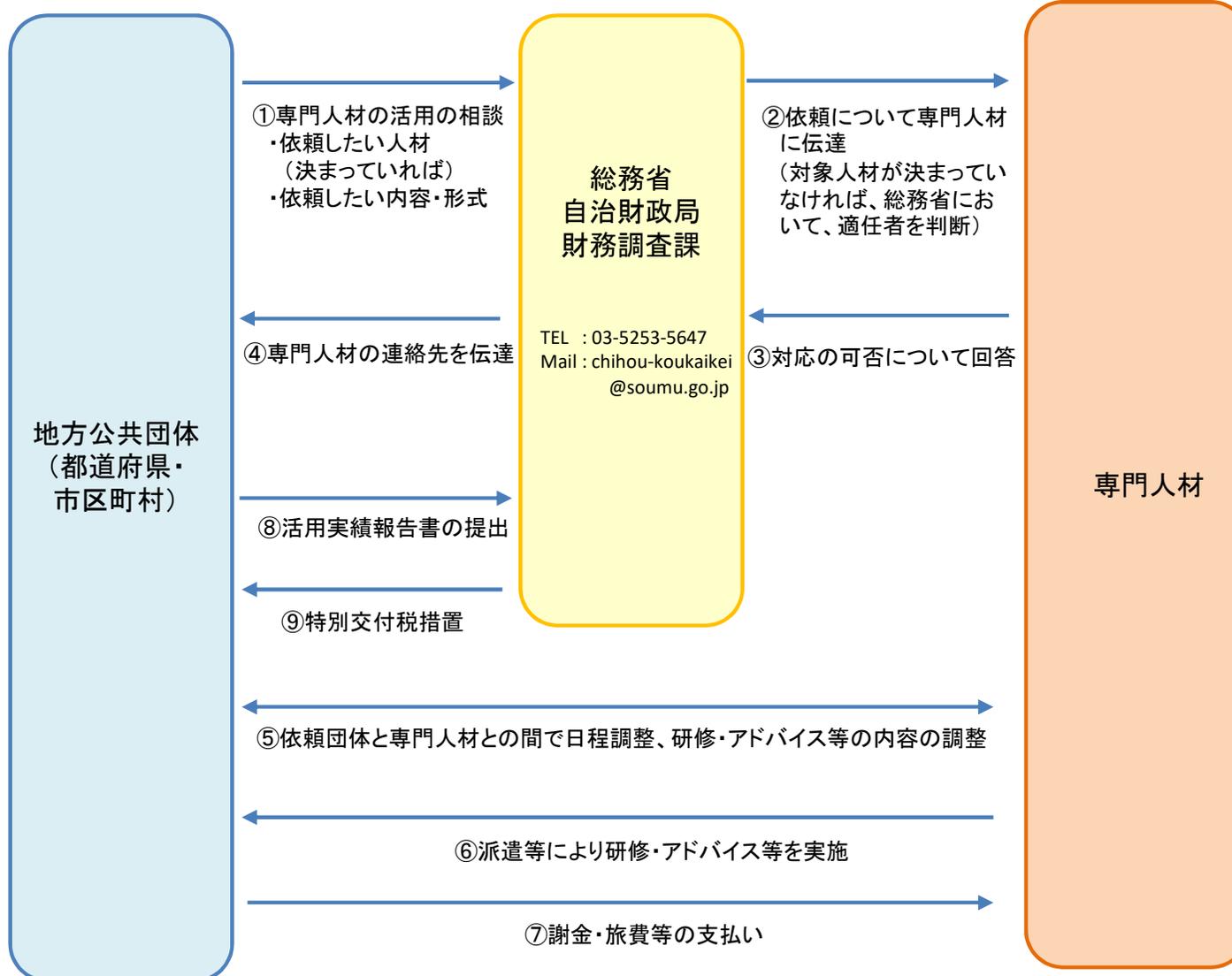
専門家の招へい・職員研修等を実施する際に活用可能な専門人材（地方公共団体職員等）のリストを総務省ホームページにて公表。

令和3年度より、地方公共団体金融機構と共同で地方公共団体の「経営・財務マネジメント強化事業」を創設し、地方公会計の分野についても、団体の状況や要請に応じて専門知識を有するアドバイザーを派遣し、財務書類等の作成・活用支援を行う。

地方公会計取組支援人材ネット

統一的な基準による財務書類等の作成や活用に関して、精通した人材が不足している中で、地方公会計に関する業務を行う地方公共団体が、その諸課題に対応する専門人材を招へいし、指導・助言を受けながら取組を進めるための支援として、総務省において専門人材を登録し、各地方公共団体に情報提供を行う。

【活用フロー】



【人材リスト】

所属	氏名
埼玉県監査事務局監査第一課 主席監査員	磯野 隆一
埼玉県和光市 政策課	山本 享兵
【元】千葉県習志野市 会計管理者 〔現〕宮澤公会計研究所	宮澤 正泰
【元】東京都足立区 教育委員会 教育長	定野 司
東京都町田市 会計課 課長	高野 徹
東京都町田市 政策経営部 経営改革室 主任	永井 雅明
愛知県日進市 人事課 係長	味岡 正樹
京都府精華町 教育委員会 教育部長	浦本 佳行
大阪府大阪市 会計室次長	堀 秀司
大阪府吹田市 理事 (福祉指導監査担当)	保木本 薫
大阪府大東市 政策推進部 次長兼行政 サービス向上室長兼課長	川口 克仁
兵庫県神戸市 行財政局 資産活用課	上鶴 久恵
兵庫県伊丹市 総合政策部政策室 主幹	升井 幸男
【元】大分県臼杵市 総務部長 〔現〕関西学院大学 専門職大学院 経営戦略研究科 教授	日廻 文明
熊本県宇城市 総務部 部長	天川 竜治
熊本県宇城広域連合 総務課 係長	岩岡 修市

※ 専門家の招へい・職員研修に要する経費(専門人材の旅費・謝金等)の1/2について特別交付税措置あり。

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の創設

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を創設**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する政策テーマ

- 公営企業の経営戦略の策定・経営支援
- 公営企業会計の適用
- **地方公会計の整備**
- 公共施設等総合管理計画の見直し(公共施設マネジメント)

(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣

課題達成支援事業
上記の政策テーマの実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣

啓発・研修事業
都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため政策テーマの研修を行う場合に派遣

※1 アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担

※2 各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施

(3) 事業規模

- 約3億円（約500団体・公営企業への派遣を想定）

経営・財務マネジメント強化事業(地方公会計の整備関係) 登録者一覧

組織名・所属	役職	氏名
有限責任監査法人トーマツ	シニアスタッフ	アベ タクヤ 安部 拓哉
株式会社吉岡経営センター 公会計コンサルティング部	次長	カワサキ コウセイ 川崎 香成
(元) 千歳市(総務部財政課・水道局)	総務部財政課(バランスシート担当主査・財政調整担当主査) 水道局(次長兼総務課長)	シマ カズヒロ 島 一浩
公認会計士庄司正史事務所	代表者	シヨウジ マサフミ 庄司 正史
一般社団法人エリアクラフト北海道	代表理事	タセ アキオ 田瀬 祥夫
岩手中部水道企業団	参与	キクチ アキトシ 菊池 明敏
佐藤税理士法人	代表社員	サトウ ヨウヘイ 佐藤 洋平
佐藤税理士法人 公益・公会計業務部		テルイ チ サ 照井 知紗
佐藤税理士法人 公益事業部		ヨシダ カツヒロ 吉田 勝浩
税理士法人あさひ会計	公会計コンサルタント	トウカイリン カズミ 東海林 加寿美
安心経営株式会社	代表社員	スギヤマ タカシ 杉山 隆
税理士法人あさひ会計		イワタ ヒロミ 岩田 浩美
税理士法人あさひ会計	チームマネージャー	サトウ ツカサ 佐藤 司
税理士法人あさひ会計	税理士 チームマネージャー	シバタ リツコ 柴田 律子
税理士法人あさひ会計		タシモ リョウ 田下 稜
税理士法人あさひ会計		マツダ アツコ 松田 敦子
税理士法人あさひ会計		マナベ ユウジ 真鍋 雄至
エスティコンサルティング株式会社	マネージャー	クロス タカオ 黒須 孝雄
エスティコンサルティング株式会社	取締役	ミシマ エツコ 三嶋 悦子
税理士法人アミック&パートナーズ	公会計事業部 係長	アキヤマ ヒロユキ 秋山 祐之
税理士法人 アミック&パートナーズ さつき事務所	財務コンサルティング部 公会計事業部 主任	タナカ モトキ 田中 基樹
埼玉県監査事務局監査第一課	主席監査員	イソノ タカカズ 磯野 隆一
有限責任監査法人トーマツ さいたま事務所	公認会計士	タコウ テイジ 田高 禎治
株式会社システムディ 公会計ソリューション事業部	顧問	ミヤザワ マサヤス 宮澤 正泰
株式会社フリーフライト	パブリックセクター主任研究員	イイダ シツコ 飯田 志津子
株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティング 公会計事業部 コンサルティング課	上席主任 コンサルタント	イソザキ ヒデミ 磯崎 愛美
アクタス税理士法人 公会計支援チーム	ディレクター 税理士	イワシタ トモユキ 岩下 智之
日本会計コンサルティング株式会社	課長	オガタ トオル 尾形 達
落合公認会計士事務所	代表	オチアイ ユキタカ 落合 幸隆

経営・財務マネジメント強化事業(地方公会計の整備関係) 登録者一覧

組織名・所属	役職	氏名
落合公認会計士事務所	公認会計士	カタギリ ヒデコ 片桐 秀子
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	シニアスタッフ	キクチ ケンタ 菊地 健太
株式会社 パブリック・マネジメント・コンサルティング 公会計事業部	事業部長	クロカワ マサヤス 黒川 雅康
吉岡経営センター 日本会計コンサルティング 八戸事務所 日本会計コンサルティング株式会社 コンサルティング部	部長	サイトウ トモ 斉藤 智
OAG税理士法人公会計部	部長	サカベ ジュンヤ 坂邊 淳也
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	マネジャー	サクマ タツハル 佐久間 己晴
一般社団法人構想日本(元 足立区教育委員会)	特別研究員(元 教育長)	サダノ ツカサ 定野 司
税理士法人TMS	公会計グループシニアマネージャー 税理士	サトウ ショウゴ 佐藤 将吾
早稲田大学 研究院 総合研究機構 水循環システム研究所 早稲田大学大学商学学術院商学部(兼任)	准教授 兼主任研究員	サトウ ユウヤ 佐藤 裕弥
株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティング 公会計事業部 コンサルティング課	主任 コンサルタント	スズキ リサ 鈴木 理紗
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	パートナー	ソウワ ブユキ 宗和 暢之
町田市会計課	課長	タカノ トオル 高野 徹
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	シニアスタッフ	テヅカ タカシ 手塚 高史
株式会社フリーフライト	代表取締役 公会計コンサルタント 税理士	トヨイズミ ヤヨイ 豊泉 弥生
町田市政策経営部経営改革室	主任	ナガイ マサアキ 永井 雅明
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	シニアスタッフ	タマタ マスミ 沼田 真澄
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	シニアスタッフ	ヒラノ マサト 平野 賢人
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	マネジャー	ヤジマ ジュンタロウ 矢島 淳太郎
株式会社システムディ 公会計ソリューション事業部	主任	ヤマサキ ダイチ 山崎 大地
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	マネジャー	ヤマダ タツヤ 山田 達也
株式会社フリーフライト	執行役員 山陰センター長 公会計コンサルタント	ヤマナカ ヨシノリ 山中 良典
税理士法人TMS	公会計グループ マネージャー	ヤマモト マユコ 山本 麻佑子
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	マネジャー	ヨネタニ ナオアキ 米谷 直晃
日本会計コンサルティング株式会社 コンサルティング部	常務	ワカバヤシ ケンジ 若林 研二
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	シニアスタッフ	ワダ シュウジ 和田 修治
落合公認会計士事務所		イグチ カズシゲ 井口 一成

経営・財務マネジメント強化事業(地方公会計の整備関係) 登録者一覧

組織名・所属	役職	氏名
税理士法人エム・エム・アイ	パブリックセクタコンサルタント	カネコ カオル 金子 薫
税理士法人TMS 公会計グループ		ハヤシ セイイチ 林 誠一
税理士法人TMS 公会計グループ	マネージャー	ヨシダ ヨウヘイ 吉田 悠平
あすか中央税理士法人	公認会計士	アマキ カズアキ 天城 和明
あすか中央税理士法人	公会計事業部部長 公会計認定コンサルタント	ヒロイ イサオ 広井 勇雄
ぬのめ会計事務所(布目剛公認会計士税理士事務所)	所長	ヌノメ ツヨシ 布目 剛
税理士法人 合同経営会計事務所		コンドウ ユキエ 近藤 友紀恵
税理士法人 合同経営会計事務所		タニザキ マヤ 谷崎 麻耶
税理士法人 合同経営会計事務所		ナカツ マサユキ 中津 勝行
税理士法人 合同経営会計事務所		ヤマザキ シンギキ 山崎 茂紀
税理士 原 久 事務所	所長	ハラ ヒサシ 原 久
長野市役所 会計局 会計課	主査	ミヤガワ エイジ 宮川 英士
税理士法人TACT高井法博会計事務所	税務コンサルティング部公会計課 チームリーダー	タマイ ユウコ 玉井 裕子
税理士法人TACT高井法博会計事務所	税務コンサルティング部公会計課 部長	ヒロセ リョウタ 廣瀬 良太
LPAパートナー株式会社	代表取締役	タマザワ カズオ 玉澤 一雄
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	マネジャー	イワタ カオリ 岩田 香織
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	シニアスタッフ	オオノ ユミコ 大野 由美子
金丸公認会計士事務所		カナマル ヒサタカ 金丸 久高
近藤一夫税理士事務所	所長(税理士)	コンドウ カズオ 近藤 一夫
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	マネジャー	トシユキ ジュン 利行 淳
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	マネジャー	ナカ ユカコ 仲 友佳子
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	シニアマネジャー	マツイ シン 松井 伸
合同会社公会計マネジメント	代表社員	ハヤシ シンイチ 林 伸一
京都税理士法人	地方公会計部 リーダー	イシモト フリサ 石本 有沙
精華町教育委員会	教育部長	ウラモト ヨシユキ 浦本 佳行
精華町住民部税務課固定資産税係	係長	オガサワラ フミヒロ 小笠原 文紘
税理士法人広瀬 公会計チーム		オバタ ヒロトシ 小幡 博俊
株式会社システムディ 公会計ソリューション事業部	プロジェクトマネージャー	キリムラ リウタロウ 桐村 龍太郎
株式会社システムディ 公会計ソリューション事業部	事業部長	ゴモリ シゲトシ 後守 重敏

経営・財務マネジメント強化事業(地方公会計の整備関係) 登録者一覧

組織名・所属	役職	氏名
税理士法人広瀬 公会計チーム		ツジ リョウコ 辻 涼子
株式会社 地域科学研究所 公共イノベーション&サポート事業部	京都事務所長	テラダ ミツノブ 寺田 充伸
京都税理士法人	地方公会計部 サブリーダー	トミヤマ シュンスケ 富山 駿介
中川美雪公認会計士事務所 合同会社みらい会計研究所	代表 代表社員	ナカガワ ミユキ 中川 美雪
京都税理士法人	地方公会計部 部長	ハヤシ シュンスケ 林 俊亮
京都みやこ税理士法人	公会計プロジェクトマネジャー	ヒロセ コウジ 廣瀬 浩志
税理士法人 広瀬 公会計チーム	リーダー	マツモト ヤスノリ 松本 泰典
株式会社システムディ 公会計ソリューション事業部	プロジェクトマネージャー	モリモト ユウキ 森本 佑紀
税理士法人広瀬 公会計チーム		テラオ ノボル 寺尾 昇
菅原正明公認会計士・税理士事務所	コンサルタント	イクノ ナルヒコ 生野 徳彦
大東市政策推進部	次長兼行政サービス向上室長兼課長	カワグチ カツノリ 川口 克仁
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	マネジャー	シバ ヒロシ 芝 弘空
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	シニアスタッフ	シマザキ リョウ 嶋崎 諒
菅原正明公認会計士・税理士事務所	所長	スガハラ マサアキ 菅原 正明
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	シニアマネジャー	ツネミネ カズコ 常峰 和子
吹田市福祉部指導監査室	理事(福祉指導監査担当)	ホキモト カオル 保木本 薫
大阪市会計室	次長(前、会計管理者兼会計室長)	ホリ ヒデシ 堀 秀司
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	スタッフ	マツダ ショウタ 松田 章汰
横田慎一公認会計士事務所・税理士事務所 一般社団法人行政経営支援機構	所長 代表理事理事長	ヨコタ シンイチ 横田 慎一
EY新日本有限責任監査法人 大阪事務所 西日本FAASグループ	マネージャー	マエハシ ユウヤ 前橋 佑也
神戸市行財政局資産活用課		カミヅル ヒサエ 上鶴 久恵
伊丹市総合政策部政策室	主幹	マスイ ユキオ 升井 幸男
税理士法人森田会計事務所・公会計事業部	代表社員(副所長)	モリタ ヨウヘイ 森田 洋平
株式会社ニシオカ		アケド ミホ 明渡 美保
株式会社ニシオカ		カワタ ヤスフミ 川田 泰史
株式会社ニシオカ		クモオカ キヨヒト 雲岡 聖仁
株式会社ニシオカ		サワモト ヒロアキ 澤本 浩明

経営・財務マネジメント強化事業(地方公会計の整備関係) 登録者一覧

組織名・所属	役職	氏名
株式会社ニシオカ		ヒラハタ コウジ 平畑 浩司
株式会社ニシオカ		フルカフ カズマ 古川 和真
株式会社ニシオカ		マエヤマ ヤスノリ 前山 恭範
株式会社 E.S CONSULTING GROUP		タズミ コウスケ 田住 光佑
税理士法人 長谷川会計	地方創生支援事業部 課長	イケダ シンゴ 池田 晋悟
株式会社E.S CONSULTING GROUP		カワグチ トモユキ 川口 知幸
税理士法人 長谷川会計	地方創生支援事業部 部長	タケダ シゲホ 竹田 茂穂
株式会社 E.S CONSULTING GROUP		ハシモト マサフミ 橋本 匡史
税理士法人 長谷川会計	地方創生支援事業部 課長	ハセガワ ユウイチ 長谷川 裕一
株式会社E.S CONSULTING GROUP		カセノ コウスケ 加瀬野 佑介
株式会社E.S CONSULTING GROUP		イギ ヒロム 井木 広夢
矢野基樹公認会計士事務所		ヤノ モトキ 矢野 基樹
EY新日本有限責任監査法人 福岡事務所		クメムラ ショウ 久米村 翔
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部西日本	シニアスタッフ	ニシモト コウタ 西本 優太
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部西日本	マネジャー	ワサ スナオ 和佐 直
税理士法人佐賀総合会計	代表社員	キシカフ ヒロユキ 岸川 浩幸
税理士法人 諸井会計 公会計部門	統括チーフ	サカタ タカフミ 坂田 貴史
税理士法人 諸井会計 公会計部門	チーフ	ウツノミヤ タクミ 宇都宮 巧
宇城市総務部	部長	アマカフ リュウジ 天川 竜治
株式会社 地域科学研究所	創生デザイナー	ニシダ トシヒコ 西田 稔彦
(株)まちづくり臼杵 (週末に閑学にて講義のため、平日のみの勤務)	専務取締役	ヒマワリ フミアキ 日廻 文明
株式会社 諸井会計 沖縄営業所		コクバ ケイキ 國場 圭希
株式会社 諸井会計 沖縄営業所		サキヤマ ユウキ 崎山 勇希
株式会社 諸井会計 沖縄営業所	チーフ	シンザト タツヤ 新里 龍也

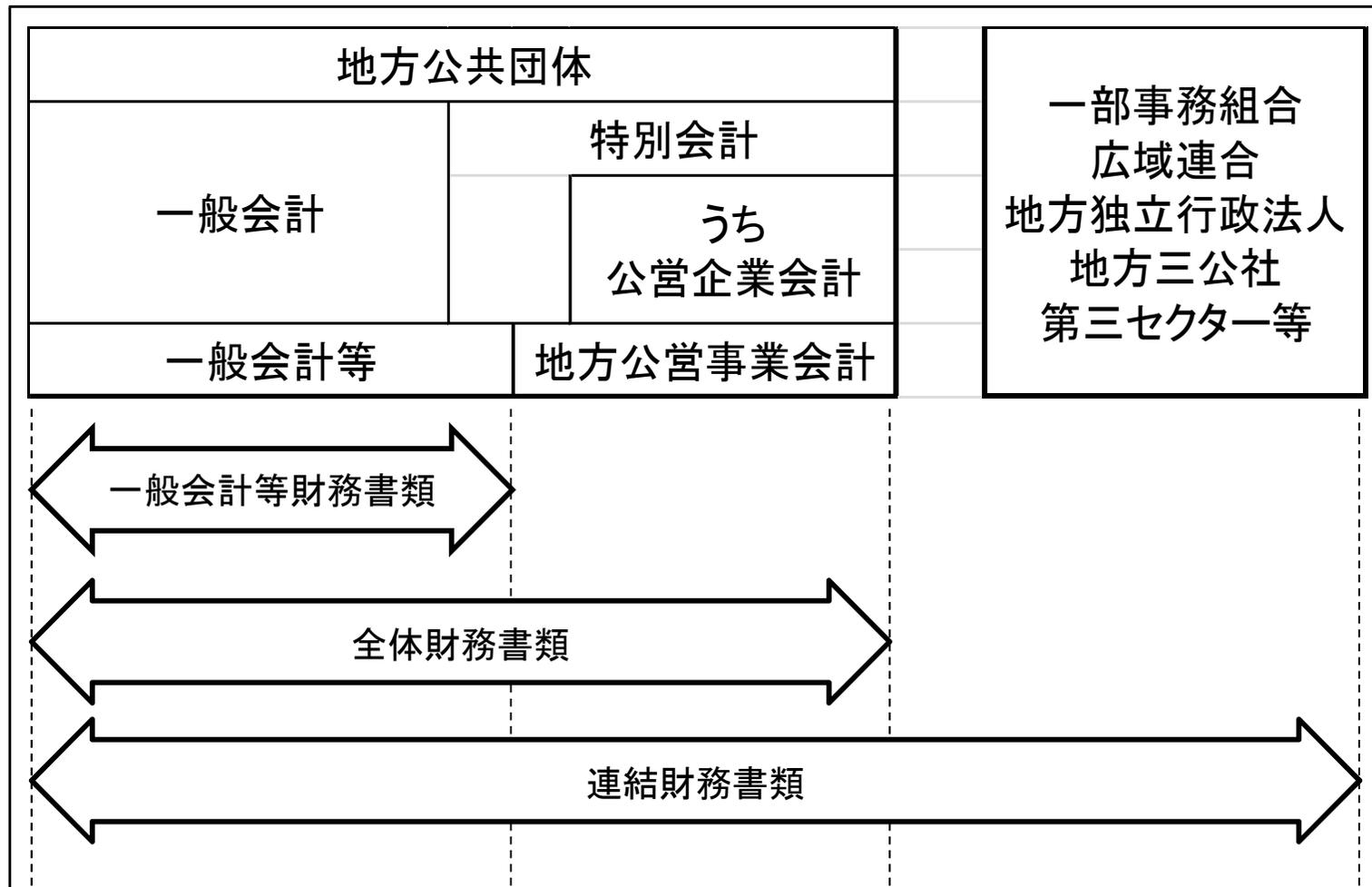
(2) 統一的な基準による財務書類等の概要

財務書類作成の範囲

統一的な基準が対象とする作成主体は、都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合です。

地方公共団体は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等を基礎として財務書類（財務4表とこれらに関連する事項の附属明細書、注記）を作成します。

また、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類を作成します。



公会計と企業会計の違い

公会計における財務書類は、国、地方公共団体ともに企業会計の手法を用いつつ、独自の財政活動の特性を踏まえた工夫を行っています。その具体的な点は次のとおりです。

1. 国及び地方公共団体の財政活動は、強制的に徴収された税金等を財源として配分することにより、利益の獲得を目的としていないことから、企業と同様に損益計算を行うことは適当ではなく、そのため損益計算書は作成していません。
一方で、フローの情報として国及び地方公共団体の財政活動の結果として発生したコスト（費用）を明らかにする行政コスト計算書（※1）を作成することとしています。
2. 国及び地方公共団体の資産及び負債の増減を要因別に明らかにする純資産変動計算書（※2）を作成しています。なお、純資産変動計算書では、行政コストと財源とを対比してみる事が可能となっています。
3. 国及び地方公共団体の資産及び負債には、取得や保有の時期・形態が様々であるほか、資産として管理されているものの中には、これまで価額を把握していなかったものが多数あります。しかし、それが国及び地方公共団体の所有となる資産であって、サービス提供能力及び将来の経済的便益が存在する場合には、一般的な売買市場がない場合であっても、貸借対照表に計上しています。
4. 貸借対照表の資産と負債の差額は、企業では資本として取り扱われますが、国及び地方公共団体の場合、資本は存在しません。
5. 公会計には出納整理期間が存在するため、貸借対照表に計上されている現金及び預金の金額は、年度末時点の実際保有残高に、出納整理期間における現金及び預金の出納を加減した金額となっています。

※1 国の財務書類では「業務費用計算書」としています。

※2 国の財務書類では「資産・負債差額増減計算書」としています。

（『「国の財務書類」ガイドブック 平成31年1月 財務省主計局』より作成）

財務4表の体系

地方公会計の財務書類の体系は、

1. 会計年度末における資産及び負債の状況を明らかにする「貸借対照表」
2. 業務実施に伴い発生した費用を明らかにする「行政コスト計算書」
3. 貸借対照表の純資産の変動要因を明らかにする「純資産変動計算書」
4. 資金の流れを区分別に明らかにする「資金収支計算書」

の財務4表とこれらに関連する事項の附属明細書、注記となっています。

なお、下図の矢印は財務書類4表の相互関係を示しています。

【貸借対照表】			
科目	金額	科目	金額
固定資産	25,177	固定負債	5,197
有形固定資産	23,134	地方債	4,332
事業用資産	7,561	その他	865
土地	1,924	流動負債	670
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670
減価償却累計額	△ 5,637	負債合計	5,867
インフラ資産	15,573		
土地	2,781	固定資産等形成	25,185
建物等	25,584	余剰分(不足分)	△ 5,509
減価償却累計額	△ 12,792		
投資その他の資産	2,043		
基金等	2,043		
流動資産	366		
現金預金	152		
その他	214	純資産合計	19,676
資産合計	25,543	負債及び純資産合計	25,543

【行政コスト計算書】	
科目	金額
1. 経常費用	3,996
業務費用	2,757
人件費	965
減価償却費	897
その他	895
移転費用	1,239
2. 経常収益	175
使用料及び手数料等	175
3. 純経常行政コスト(1-2)	3,821
4. 臨時損失	-
資産除売却損等	-
5. 臨時損失	-
資産売却益等	-
6. 純行政コスト(3+4+5)	3,821

【純資産変動計算書】			
科目	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)
1. 前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
2. 純行政コスト(△)	△ 3,821		△ 3,821
3. 財源	4,244		4,244
税収等	3,465		3,465
国県等補助金	779		779
4. 本年度差額(2+3)	423		423
5. 固定資産等の変動(内部変動)			
有形固定資産等の増加		221	△ 221
有形固定資産等の減少		756	△ 756
貸付金・基金等の増加		△ 897	897
貸付金・基金等の減少		519	△ 519
		△ 157	157
6. 資産評価差額	-		
7. 無償所管換	-		
8. その他	-		
9. 本年度純資産変動額(4~8の合計)	423	221	202
10. 本年度末純資産残高(1+9)	19,676	25,185	△ 5,509

【資金収支計算書】	
科目	金額
【業務活動収支】	
支出合計	3,038
収入合計	4,442
業務活動収支①	1,404
【投資活動収支】	
支出合計	1,221
収入合計	156
投資活動収支②	△ 1,065
【財政活動収支】	
支出合計	928
収入合計	607
財政活動収支③	△ 321
本年度資金収支額④(①+②+③)	18
前年度末資金残高⑤	134
本年度末資金残高⑥(④+⑤)	152

【附属明細書】

- ・資産項目の明細
(有形固定資産の明細、投資及び出資金の明細等)
- ・負債項目の明細
(地方債の明細等)
- ・補助金等の明細 等

【注記】

- ・重要な会計方針、重要な後発事象等を記載

(注) 「行政コスト計算書」と「純資産変動計算書」を結合して3表の場合もあります。

財務4表の見方（貸借対照表）

- 貸借対照表は、会計年度末時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのかと（資産保有状況）、その資産がどのような財源でまかなわれているのかを（財源調達状況）対照表で示したものです。貸借対照表により、基準日時点における地方公共団体の資産・負債・純資産といったストック項目の残高が明らかにされます。
- 「資産」は、①資金流入をもたらすもの、②行政サービス提供能力を有するものに整理されます。
- 「負債」とは、将来、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものであり、地方債がその主たる項目です。
- 「純資産」は、資産と負債の差額ですが、民間企業のように資本の獲得等に関する取引の結果ではありません。

行政サービスを提供するための公共施設等の固定資産や将来、行政サービスに使用する現金等の資産

<着目する主な項目>【資産の部】

- 有形固定資産・減価償却累計額
 - ・資産の経年の程度を把握
- 建設仮勘定
 - ・供用開始していない資産の存在を把握
- 投資及び出資金・投資損失引当金
 - ・引当金の金額が△の場合、業績がよくない三セク等があることを表示
- 長期延滞債権・未収金・徴収不能引当金
 - ・税金等の未納があることを表示
 - ・回収が見込めないと推計された金額を徴収不能引当金に計上
- 基金
 - ・用途を明確に定めて積み立てられているものと、年度間の財源の不均衡を調整するもの（財政調整基金）が存在

貸借対照表
(平成28年3月31日現在)

科目		金額	科目		金額
【資産の部】			【負債の部】		
固定資産		101,645	固定負債		39,269
有形固定資産		93,358	地方債		35,141
事業用資産		62,233	長期未払金		0
土地		37,473	退職手当引当金		3,618
建物		59,313	その他		510
建物減価償却累計額	△	35,323	流動負債		4,141
工作物		813	1年内償還予定地方債		3,478
工作物減価償却累計額	△	74	未払金		0
建設仮勘定		31	前受金		13
インフラ資産		30,405	賞与等引当金		338
土地		23,104	預り金		105
建物		1,099	その他		207
建物減価償却累計額	△	440	負債合計		43,410
工作物		28,981	【純資産の部】		
工作物減価償却累計額	△	22,509	固定資産等形成分		111,413
建設仮勘定		170	余剰分(不足分)		△ 41,474
物品		2,150			
物品減価償却累計額	△	1,430			
無形固定資産		0			
ソフトウェア		0			
その他		0			
投資その他の資産		8,287			
投資及び出資金		496			
有価証券		45			
出資金		451			
投資損失引当金		0			
長期延滞債権		751			
長期貸付金		7			
基金		7,093			
減債基金		0			
その他		7,093			
その他		0			
徴収不能引当金		△ 60			
流動資産		11,704			
現金預金		1,134			
未収金		234			
短期貸付金		2			
基金		10,360			
財政調整基金		8,579			
減債基金		1,781			
徴収不能引当金		△ 26			
資産合計		113,349	負債及び純資産合計		113,349

地方債など、将来世代の負担

【着目する主な項目】(負債の部)

- 地方債・1年内償還予定地方債
 - ・次年度以降に償還予定の地方債残高を把握
 - ・臨時財政対策債など、固定資産の取得財源ではない特例的の地方債の存在に留意
- 退職手当引当金
 - ・年度末に職員全員が退職したと仮定した場合に必要となる退職手当額を把握

過去又は現世代の負担

- ・固定資産等形成分: 資産形成のために充当した資源の蓄積
- ・余剰分(不足分): 消費可能な資源の蓄積

【着目する主な項目】(純資産の部)

- 余剰分(不足分)
 - ・純資産のうち、金銭等の形態で保有している部分。なお、一般的に△表記

貸借対照表の見方の留意点

地方公共団体の貸借対照表の資産、負債については、地方公共団体特有の制度の影響により、次のとおり、アンバランスに計上されることがあります。したがって、分析に当たっては、これらの影響を加味して行う必要があります。特に、将来世代と過去・現世代のバランスを評価するに当たっては、これらの影響を反映した上で行うことが求められます。

1 地方公共団体の管理対象であるが所有をしていないインフラ資産(建物・工作物等)の存在

都道府県管理の国道や一級河川等については、都道府県が建設費や維持費を負担しているが、資産そのものは国に帰属しているため、地方公共団体の貸借対照表においては、整備に要した経費に充てた地方債等は負債に計上する一方で、資産には計上されない。しかし、現実には当該都道府県に存在し、広く県民が将来の経済的便益を享受するものであることから、実質的には都道府県の資産とみなすこともできるものである。

(注) 注記には、該当金額が記載されている。

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	4,000,000	固定負債	4,400,000
有形固定資産	2,000,000	地方債	4,000,000
事業用資産	1,800,000	臨時財政対策債等	3,000,000
(略)		その他	1,000,000
インフラ資産	1,900,000	(略)	
土地	1,000,000	流動負債	500,000
(略)		1年以内償還予定地方債	390,000
流動資産	1,000,000	臨時財政対策債等	290,000
現金預金	800,000	その他	100,000
(略)		(略)	
		負債合計	4,900,000
		【純資産の部】	
資産合計	5,000,000	純資産合計	100,000
		負債及び純資産合計	5,000,000

3 昭和59年度以前に取得された又は取得価額が不明なものの存在

道路敷地等のうち、昭和59年度以前に取得された又は取得価額が不明なものについては、統一的な基準に基づき備忘価額1円で評価しているため、実際より低い資産計上となっているものがある。

2 地方交付税の代替措置である臨時財政対策債、その他地方交付税措置のある地方債の存在

地方交付税の不足を補うために発行される地方債である臨時財政対策債の残高は、元利償還金相当額が将来、地方交付税で措置されることとされている。また、その他にも、元利償還金の一部又は全部が将来の交付税の基準財政需要額に算入される地方債も存在するが、交付団体であり続ける限り、いずれも実質的には資金流出がもたらされないものである。

(注) 注記に該当金額が記載されている。

地方公共団体特有の制度の影響を加味するため、注記に記載された該当金額を反映させて分析を行うことが必要

財務4表の見方（行政コスト計算書）

- 行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を対比させた財務書類です。
- 経常的な費用と収益の差額によって、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について税込等でまかなうべき行政コスト（純経常行政コスト）が明らかにされます。

行政コスト計算書

自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	35,485
業務費用	16,685
人件費	4,981
職員給与費	4,280
賞与等引当金繰入額	338
退職手当引当金繰入額	31
その他	332
物件費等	11,013
物件費	8,644
維持補修費	303
減価償却費	2,034
その他	31
その他の業務費用	690
支払利息	454
徴収不能引当金繰入額	0
その他	236
移転費用	18,800
補助金等	6,255
社会保障給付	8,937
他会計への繰出金	3,559
その他	49
経常収益	1,667
使用料及び手数料	732
その他	934
純経常行政コスト	33,818
臨時損失	20
災害復旧事業費	0
資産除売却損	20
投資損失引当金繰入額	0
その他	0
臨時利益	33
資産売却益	33
その他	0
純行政コスト	33,806

人件費、物件費、移転費用(補助金)などを発生額で計上

経常的に発生する費用から、使用料及び手数料といった受益者負担収益を差し引くことで純経常行政コストを算定

臨時に発生する損失、利益を加味して純行政コスト(税を主とする一般財源等で賄うべきコスト)を算定

<着目する主な項目>

○減価償却費※

・行政を執行する立場からは、1年間に消費した固定資産(償却資産)の金額を表す項目であるが、住民の立場から見た場合には、その金額に見合う施設やインフラに関するサービスの提供を受けたことを表示するもの。

※固定資産の価値が減少した分だけ帳簿価額を減少させることを減価償却といい、減価償却に係る費用をいう。

財務 4 表の見方（純資産変動計算書）

- 純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。
- 純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された費用（純行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになります。また、固定資産等の変動により、純資産の変動要因が分かります。

純資産変動計算書

自 平成27年 4月 1日
至 平成28年 3月31日

(単位: 百万円)

科目	合計	固定資産等形成分	
		固定資産等形成分	余剰分(不)
前年度末純資産残高	67,508	110,399	△ 42,891
純行政コスト(△)	△ 33,806		△ 33,806
財源	36,140		36,140
税収等	25,784		25,784
国県等補助金	10,356		10,356
本年度差額	2,334		2,334
固定資産等の変動(内部変動)		926	△ 926
有形固定資産等の増加		2,515	△ 2,515
有形固定資産等の減少		△ 2,528	2,528
貸付金・基金等の増加		1,226	△ 1,226
貸付金・基金等の減少		△ 287	287
資産評価差額	△ 18	△ 18	
無償所管換等	115	115	
本年度純資産変動額	2,431	1,023	1,408
本年度末純資産残高	69,939	111,413	△ 41,474

純行政コストの金額に対して、税収及び国の補助金等受入の金額がどの程度あるかを見ることにより、受益者負担以外の財源によりどの程度賄われているかを把握

< 着目する主な項目 >

○ 本年度差額

- ・発生主義ベースでの収支均衡が図られているかを表す項目。
- ・プラスであれば、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を貯蓄したことを意味する一方、マイナスであれば、将来世代が利用可能な資源を現世代が消費して便益を享受していることを表示。

財務4表の見方（資金収支計算書）

- 資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。
- 現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。

資金収支計算書

自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	33,737
業務費用支出	14,937
人件費支出	5,340
物件費等支出	8,982
支払利息支出	454
その他の支出	161
移転費用支出	18,866
補助金等支出	6,255
社会保障給付支出	8,937
他会計への繰出支出	3,559
その他の支出	49
業務収入	37,688
税収等収入	26,054
国県等補助金収入	10,004
使用料及び手数料収入	735
その他の収入	896
臨時支出	0
災害復旧事業費支出	0
その他の支出	0
臨時収入	0
業務活動収支	3,951
【投資活動収支】	
投資活動支出	3,236
公共施設等整備費支出	2,015
基金積立金支出	925
投資及びひ出資金支出	296
貸付金支出	0
その他の支出	0
投資活動収入	688
国県等補助金収入	352
基金取崩収入	284
貸付金元金回収収入	3
資産売却収入	49
その他の収入	0
投資活動収支	△ 2,547
【財務活動収支】	
財務活動支出	3,472
地方債償還支出	3,243
その他の支出	229
財務活動収入	2,341
地方債発行収入	2,341
その他の収入	0
財務活動収支	△ 1,131
本年度資金収支額	272
前年度末資金残高	757
本年度末資金残高	1,029

経常的な活動に関する収支を集計
支出…人件費、旅費、需用費、
補助金、扶助費等
収入…税収、補助金収入、使用料・
手数料等

投資的な活動に関する収支を集計
支出…公共事業や施設整備等、
基金積立、貸付金等
収入…補助金収入、基金取崩、
貸付金回収等

財務的な活動に関する収支を集計
支出…地方債償還等
収入…地方債発行等

資金収支計算書の各活動収支を用いた分析例

業務活動 投資活動 財務活動

<考えられる理由(あくまで一例)>

+ + +

→ 集めた資金を使っていない。非現実的。

+ + -

→ 活動全般を抑制し、借金の返済を優先している。

+ - +

→ 借入も行い、大規模なインフラ整備を図っている。

+ - -

→ 税収等に余裕があり、借金の返済もできている。

- + +

→ 収入の不足分を投資抑制や借金で埋めている。

- + -

→ 税収が不足しているが、投資抑制で借金返済。

- - +

→ 業務活動とインフラ整備の資金を借金に依存。

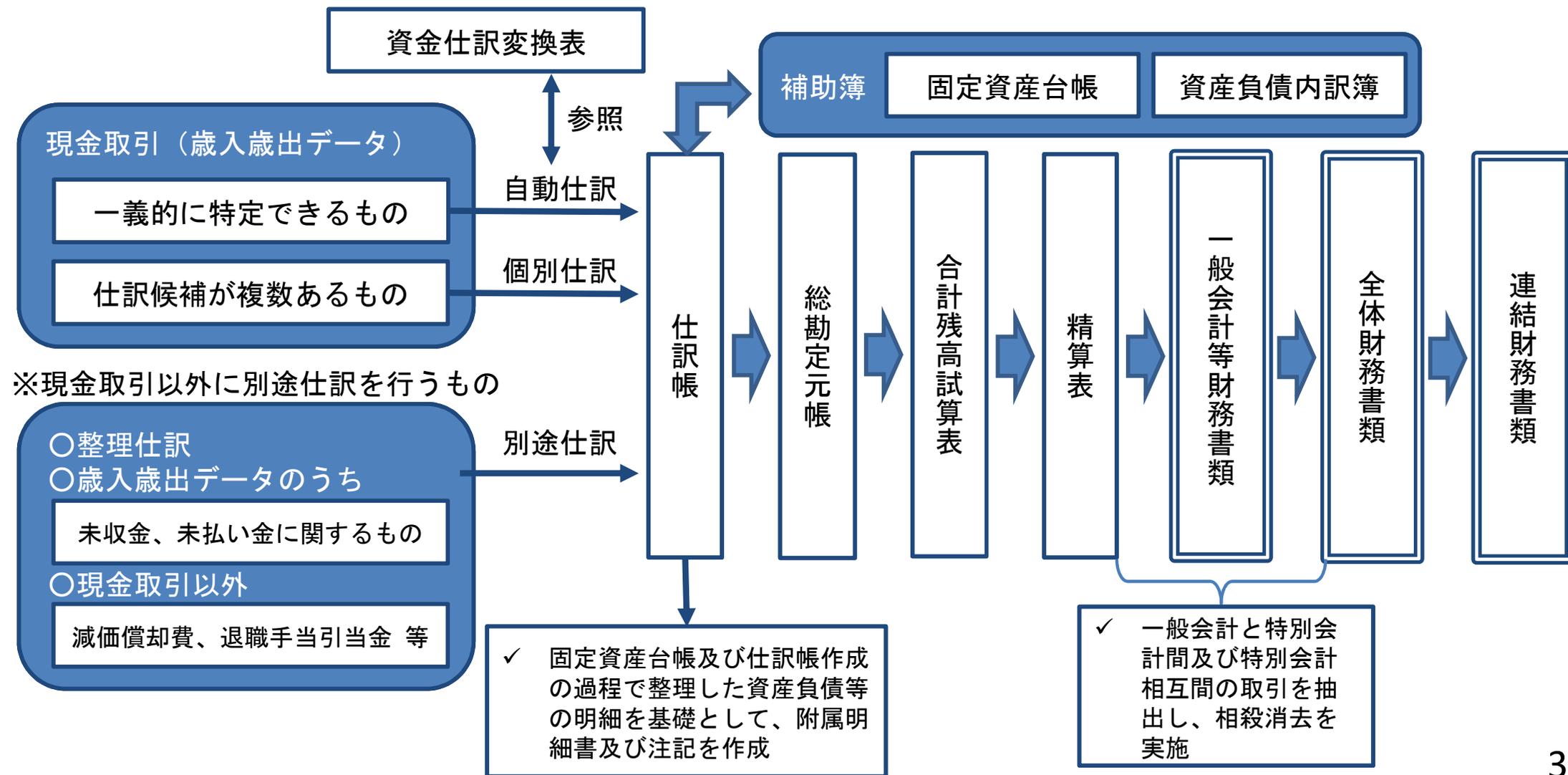
- - -

→ 資金が枯渇している。非現実的。

※「新公会計シンポジウム2017」(主催:新公会計制度普及促進連絡会議)大塚成男
千葉大学大学院教授 基調講演資料より抜粋し、加工

【参考】財務書類作成までの流れ

- 財務書類は、毎日の取引を発生順に仕訳帳に記録した上で、総勘定元帳への転記等を行い、検証した上で、精算表で純計作業を行うことで作成される。
- 全体財務書類は、公営事業会計を合算した上で、内部取引を相殺消去（純計処理）を行うことで、作成される。
- 連結財務書類は、連結対象団体（会計）を一つの主体と見なし、単純合算した上で内部取引を相殺消去（純計処理）を行うことで、作成される。



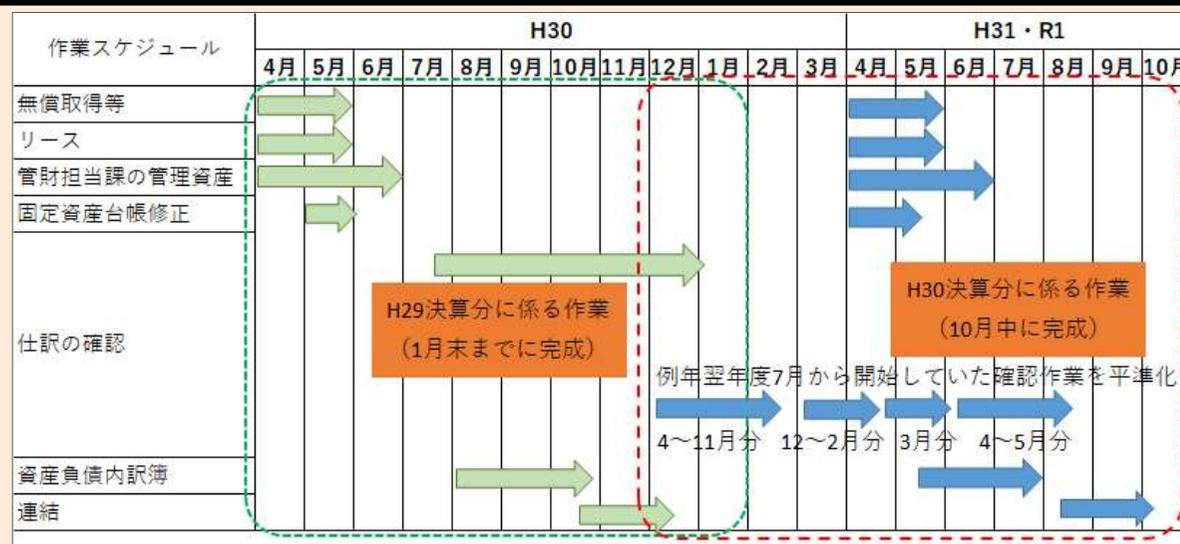
仕訳作業の分散化・早期化の取組（茨城県土浦市）

事例概要

- 財務書類等の活用にあたっては早期作成が必須と考え、これまで行っていた仕訳等の作業スケジュールを抜本的に見直して、前倒し・平準化することで、財務書類等の作成が早期化され、結果的に、作業の効率化・負担軽減も実現した。

取組内容

- 仕訳の確認作業について、これまで出納閉鎖後に事業担当課で確認を行っていたが、作業量が多く、財務書類等の作成が遅れていた。
- 従来、対象決算年度の翌年度7月頃からまとめて作業していたものを、平成30年度決算分からは、4～11月分、12～2月分、3月分、出納整理分の4回に分けて、平成30年12月頃から確認作業を開始し、作業の前倒しと平準化を実施。
- なお、最終的な仕訳の確認は委託業者が行っているが、疑義があれば財政課と協議。また、財務書類の納品時には、「統一的な基準による財務書類作成チェックリスト」を活用し、整合性を確認している。
- これにより、平成30年度決算分については、令和元年10月末に財務書類が完成した。



【確認作業の流れ】 ※①～④の作業を事業担当課及び財政課で実施

① マッチング表	伝票単位で資産か費用か仕訳
② 仮勘定台帳の管理	マッチング表から追加、工事完了後に削除
③ 異動データワークシート	固定資産台帳へ追加する資産単位で記載
④ 資産配分表	複数の伝票を複数の資産に配分するシート

→ 作業にあたり、毎年説明会を開催し、確認事項を共有している

効果等

- 年間を通じて作業が平準化された。
- 日々の業務に確認作業が組み込まれたことで、伝票内容を覚えているうちに確認作業ができ、担当者の負担軽減や作業時間の短縮に繋がった。
- 伝票作成時から仕訳のことも意識するようになり、作業の効率化が図られた。
- 財務書類の完成時期が、翌年度1月末頃から、翌年度10月末頃に早期化された。

財務書類の早期作成・公表（奈良県奈良市）

事例概要

- 時間を要する固定資産台帳の更新作業については、年度内から各事業担当課において仕訳作業を開始して、準備を進めることにより、決算年度の翌年度10月初旬までに財務書類等を公表している。

取組内容

- 予算査定の繁忙期（9月中旬）などと重ならないよう、地方公会計の繁忙期を6～8月頃にするため、平成30年度よりスケジュールの前倒しを実施。
- 財務書類等の作成・更新に係る作業スケジュールを確立し、庁内全体で計画的に作業を実施するため、庁内用のマニュアルを整備・共有。
- 特に、財務書類を作成する上で、固定資産台帳の更新作業については作業時間を要するため、年度内の2月から5月までの間において、台帳登録に関係しうる支出（投資的経費）について、各事業担当課において仕訳作業を実施するよう徹底。
- 各事業担当課から提出された仕訳情報を元に、決算年度の翌年度6月～8月にかけて、財政担当課において、台帳登録作業、決算整理、注記・附属明細書の作成、分析資料の作成等の作業を実施。
- 決算年度の翌年度10月初旬には、固定資産台帳、財務書類について公表している。

【作業スケジュール】

作成書類	...	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	...
固定資産台帳						マッチング（台帳登録） （財務会計システムの支出データと突合の上、 固定資産台帳への登録）				公表	
		各課へ照会 （台帳登録に関係しうる支出（投資的経費）について、事業担当課において仕訳作業を実施。工事設計書等をもとに、耐用年数ごとに支出額を振り分け）				固定資産の異動処理 （除却資産や所管換え等の資産）		附属明細書の作成 （BS関係）			
財務書類						各課へ照会 （資産の売却、 出資金、貸付金、 未収債権等の 仕訳の確認）	決算整理 （非資金仕訳など、支出データから自動で仕訳できないものについて 手動で仕訳を実施）		分析資料 の作成		
							注記・附属明細書の作成				

- ※ 赤枠部分が、事業担当課における作業。
- ※ 青枠部分が、財政担当課における作業。

効果等

- 作業スケジュールを確立の上、各事業担当課において計画的に作業を実施することにより、各担当者の地方公会計に対する意識向上に繋がるとともに、財務書類等の早期の公表を実現できている。

日々仕訳の導入（神奈川県山北町）

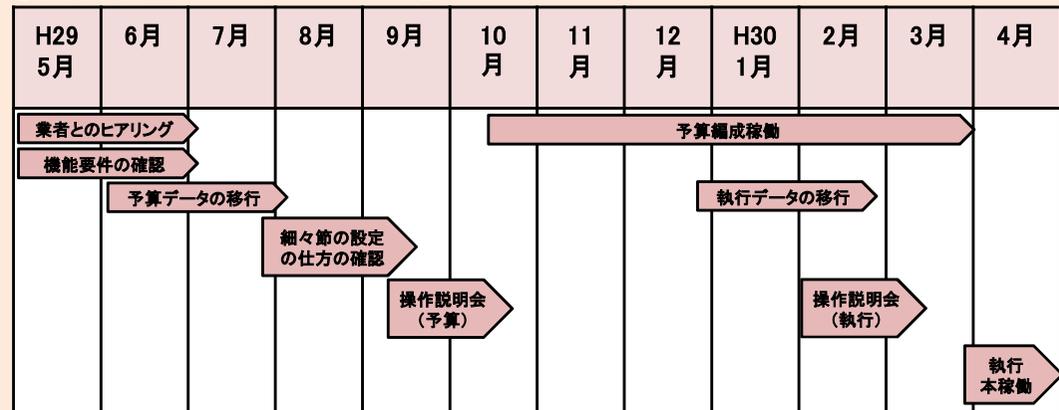
事例概要

- 財務会計システムの更新を契機として、日々仕訳に対応したシステムを導入。導入にあたっては、予算科目の細々節に公会計上の仕訳を登録することで、業務の効率化を図った。

取組内容

- 既存の財務会計システムのリース契約終了（平成29年度末）に伴い、次期財務会計システムを新しく選定する際に、地方公会計の機能も一体となった日々仕訳に対応したシステムを導入。
- 平成30年度予算の編成段階から新システムを稼働させるため、調整作業は、平成29年5月に開始し、10月までに完了。
- 日々仕訳の導入にあたって、あらかじめ予算科目に公会計上の勘定科目を紐付けておくことで、担当課が仕訳の作業を行わずとも、予算執行を行うだけで自動的に仕訳が行われることから、財務会計システムの変更による操作説明会は実施したが、それ以外の説明は実施せずに導入を実現。
- 細々節の設定作業は、従前の予算科目コードデータを抽出し、システム受託業者において公会計上の勘定科目との紐付け案を作成し、財政担当課で確認。特に、1つの節内で資産形成を成すものとそうでないものが混在するケース（委託料など）を確認。

【予算編成までのスケジュール】



【細々節への登録イメージ】

細々節の科目(設定前)	細々節の科目(設定後)
借上料	借上料(所有権移転)(資産計上) 借上料(所有権移転外)(費用計上)
改修工事	改修工事(資産計上) 修繕費(費用計上)

注: 借上料と改修工事の両方から「資産計上するもの、費用計上するものへ」と分割される。

効果等

- 出納閉鎖、決算統計作業の後、速やかに現金取引以外の整理に入ることができ、作業時間が大幅に短縮された。
- 財務会計システムが変更となったこと以外に、担当課として作業に大きな変更がないため、庁内調整に時間をかけず、業務を進めることができている。
- 資産形成における取引については、予算執行の際、固定資産台帳の異動を登録する画面へ自動的に遷移し、資産情報の更新を行わないと予算執行等ができないため、事業担当課に資産を強く意識してもらうことができた。

(3) 地方公会計の活用に向けた取組

地方公会計の活用状況

(単位: 団体)

区分	都道府県		市区町村		指定都市		指定都市除く 市区町村		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
財務書類等の情報を基に、各種指標の分析を行った	17	(36.2%)	946	(54.3%)	14	(70.0%)	932	(54.2%)	963	(53.9%)
施設別・事業別等の行政コスト計算書等の財務書類を作成した	4	(8.5%)	82	(4.7%)	3	(15.0%)	79	(4.6%)	86	(4.8%)
公共施設等総合管理計画または個別施設計画の策定や改訂時に財務書類等の情報を活用した	4	(8.5%)	207	(11.9%)	4	(20.0%)	203	(11.8%)	211	(11.8%)
公共施設の見直し等を行う際の検討材料として、財務書類等の情報を利用し、施設の適正管理に活用した	0	(0.0%)	97	(5.6%)	3	(15.0%)	94	(5.5%)	97	(5.4%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として活用した	7	(14.9%)	211	(12.1%)	6	(30.0%)	205	(11.9%)	218	(12.2%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した	39	(83.0%)	441	(25.3%)	14	(70.0%)	427	(24.8%)	480	(26.8%)
財務書類等の情報を基に、地方債の説明会において財政状況を説明した	11	(23.4%)	15	(0.9%)	7	(35.0%)	8	(0.5%)	26	(1.5%)
未利用財産の売却時等に固定資産台帳を活用した	0	(0.0%)	23	(1.3%)	0	(0.0%)	23	(1.3%)	23	(1.3%)
上記以外の活用	2	(4.3%)	63	(3.6%)	3	(15.0%)	60	(3.5%)	65	(3.6%)

※ %表示については、1,788団体を分母として計算。

※ 複数回答あり。

「令和元年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より

資産管理への活用が想定される場面

- ① 公共施設等総合管理計画の改訂、個別施設計画の策定
 - ・ 固定資産台帳の情報に基づく公共施設等の更新費用の推計
 - ・ 有形固定資産減価償却率等に基づく対策の優先順位の検討
 - ・ 施設別のコスト等の分析に基づく再配置・統廃合等の検討 等
- ② モニタリング
 - ・ 施設別財務書類による、個別施設計画に定められた事業の進捗状況の確認 等
- ③ 財源の確保
 - ・ 更新費用の推計、減価償却累計額等を参考にした計画的な財源の確保 等

財務書類等の活用方法

行政内部での活用 ⇒ 人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

財政指標の設定

財務書類に係る各種指標を設定

→ 有形固定資産減価償却率を踏まえた公共施設等マネジメント等

適切な資産管理

マクロ的視点

- 将来の施設更新必要額の推計
 - 施設の更新経費の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化
 - 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

セグメント分析

ミクロ的視点

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

- 予算編成への活用
 - ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討
- 施設の統廃合
 - 施設別コストの分析による統廃合の検討
- 受益者負担の適正化
 - 受益者負担割合による施設使用料の見直し
- 行政評価との連携
 - 利用者1人当たりコスト等を活用して評価

行政外部での活用

情報開示

- 住民への公表や地方議会での活用
 - 財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化

- 地方債IRへの活用
 - 市場関係者に対する説明資料として活用
- PPP/PFIの提案募集
 - 固定資産台帳の公表により民間提案を募集

有形固定資産減価償却率の算定

有形固定資産減価償却率

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

※ 有形固定資産減価償却率は、全体の大まかな傾向を把握するのに有効ですが、この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要です。

財政指標の設定（有形固定資産減価償却率）

【事例】有形固定資産減価償却率の公共施設等マネジメントへの活用（東京都町田市）

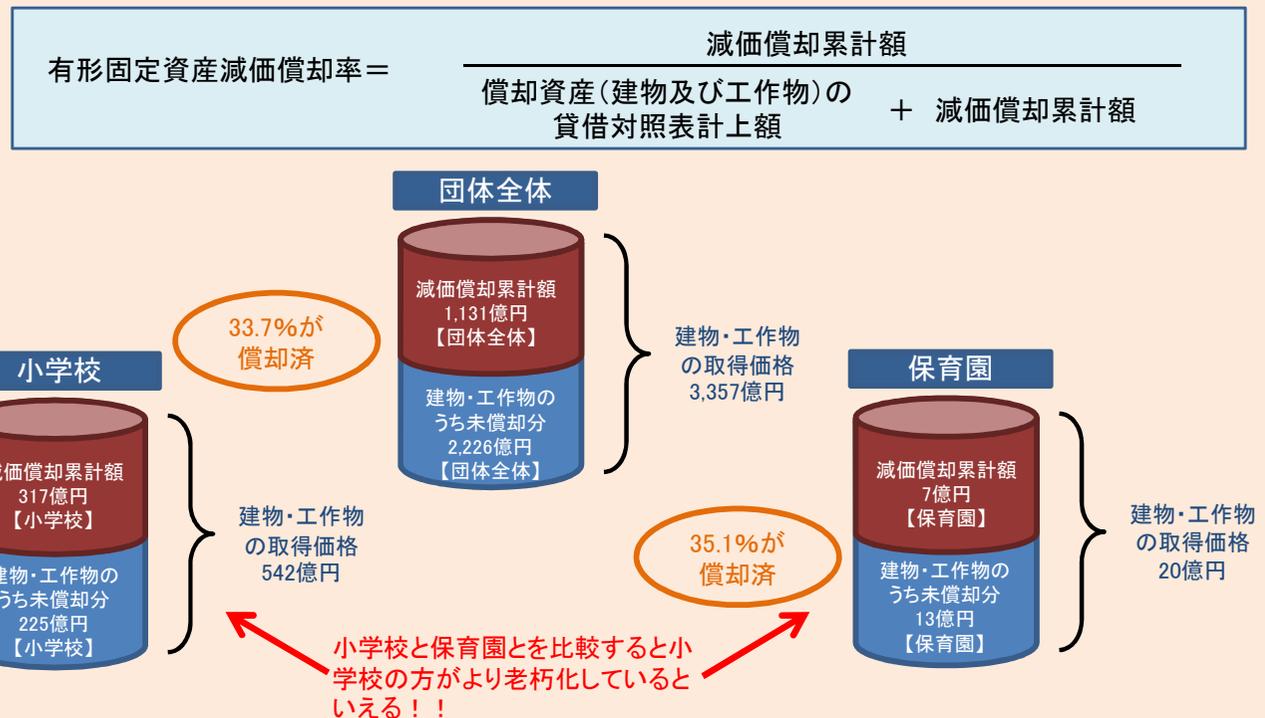
背景・目的

- 市全体の有形固定資産減価償却率だけでなく、施設類型別の有形固定資産減価償却率を把握することで、公共施設等のマネジメントに活用する。

事例概要

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。
- 全体の有形固定資産減価償却率は33.7%であるが、小学校は58.5%、保育園は35.1%となっており、小学校の有形固定資産減価償却率が高くなっている。

小学校と保育園のどちらの老朽化対策の優先度が高いか…



効果等

- 当該有形固定資産減価償却率や実際の損耗状況等も踏まえつつ、公共施設等総合管理計画を進めていくこととしている。
- 公共施設等の老朽化対策の優先度を踏まえたメリハリのある予算編成につなげることも期待される。

固定資産台帳を活用した受益者負担の適正化（東京都福生市／新潟県聖籠町）

事例概要

- 使用料・手数料の見直しに際して、行政サービスの原価に受益者負担割合を乗じることで、理論上の適正価格を算出し、それを踏まえて、料金改定を実施。行政サービスの原価の計算に当たっては、施設等の減価償却費等を含めることとし、その際、固定資産台帳のデータを活用。

東京都福生市の取組内容

- 地方公会計制度導入に伴い、「使用料・手数料等受益者負担適正化方針」を平成29年度に策定し、コスト計算を行うことで受益者負担の適正化を進める。
- 使用料・手数料の原価計算は、人件費や物件費等に加え、減価償却費、各引当金繰入金を対象として積算。

(人件費)+(物件費)+(維持補修費)+(補助費等)
+(公債費(利子分))+(減価償却費)+(各引当金繰入金)

- 減価償却費は、建物及び附属設備、管理システム等のソフトウェアの減価償却費の当該年度分とし、固定資産台帳に計上されている取得費用と法定耐用年数に応じて算出。
- 行政コスト計算書の各種引当金の合計を職員数で除し、その単価を各施設の人数、事務割合を乗じて算出。

新潟県聖籠町の取組内容

- 平成30年度に策定した「行財政改革大綱」において、改革の視点の一つに「受益者負担」が挙げられたことを踏まえ、令和元年7月に「聖籠町手数料、使用料等調査審議委員会」を設置し、手数料・使用料の見直しを諮問。
- 委員会における検討で、施設の維持管理や事務サービスに係る実際の費用(サービスの原価)について、施設の使用料のサービスの原価については、減価償却費を含めることとし、固定資産台帳のデータを活用して算出。

(人件費)+(物件費等※1)+(減価償却費※2)

※1:賃金、需用費、委託料、使用料及び賃借料、その他経費
※2:定額法によって算出

効果等

- 使用料・手数料の改定を行うための基準として、施設利用や役務の提供に係る行政コスト(原価)を明らかにし、その際、固定資産台帳を活用して、減価償却費等を含めた基準額を算出することにより、透明性・公平性を担保し、より適切に受益者負担の適正化に向けた見直しを実施することが可能となる。

3 公共施設等の適正管理について

(1) 公共施設等総合管理計画の作成及び見直しについて

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定 (平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請) ※平成26～28年度の3年間で策定

<公共施設等総合管理計画の内容>

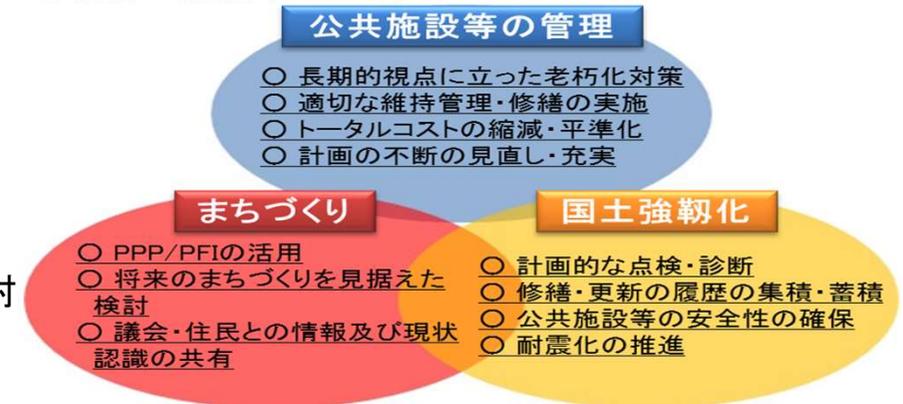
公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定状況>

令和3年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.9%の団体において策定が完了。

令和3年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うもの。

【取組の推進イメージ】



個別施設計画の策定 (「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定) ※令和2年度までに策定

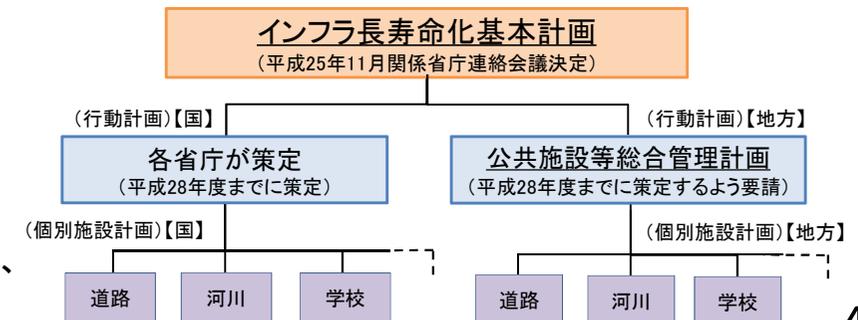
<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査（令和3年3月31日現在）

○ 令和3年3月31日現在、都道府県及び指定都市については全団体、その他の市区町村については99.9%の団体において、公共施設等総合管理計画を策定済み。

区分		都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計	
		団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
回答団体数		47	100.00%	20	100.00%	1,721	100.00%	1,788	100.00%
策定予定有		47	100.00%	20	100.00%	1,721	100.00%	1,788	100.00%
内訳	策定済	47	100.00%	20	100.00%	1,719	99.90%	1,786	99.90%
	未策定	0	0.00%	0	0.00%	2	0.10%	2	0.10%
	策定完了 予定時期 未定	0	0.00%	0	0.00%	2	0.10%	2	0.10%

※ うち2団体は公共施設等総合管理計画未策定

公共施設等総合管理計画の比較可能な形での「見える化」

○ 公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等について、令和元年度末時点において策定されている全団体をとりまとめ、以下のように一覧にしたものを総務省HPで公表（URL：<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）。

（公表項目のうち一部項目を抜粋）

団体名等		公共施設等総合管理計画記載事項																		
都道府県名	市区町村名	策定年度 (改訂年度)	計画期間		施設保有量	維持管理・更新等にかかる経費				①公共施設の数 ②延床面積等に関する目標 ③トータルコストの縮減 ④平準化等に関する目標	総合管理計画の推進体制	PDCAサイクルの推進方針								
			年度	区分		年数	内容	現在要している経費	将来にわたる経費の見込み			内容	数値目標				推進方針	サイクル期間		
									内容				期間及び経費の見込み	対策を反映した見込み	対策等の効果額	期間及び経費の見込み			①	②
○○県	□□市	平成27年度	11年～20年	20年	【公共施設】約70.0万㎡ 【インフラ】道路：700km 橋りょう：3.5km 上水：450km 下水：400km など	直近5年平均で15億円 (公共施設5億円、インフラ10億円)	計画期間の年平均で約35億円 (公共施設12億円、インフラ23億円)	計画期間の年平均で約23億円 (公共施設8億円、インフラ15億円)	計画期間の年平均で約12億円 (公共施設4億円、インフラ8億円)	【基本目標】計画的な維持管理・更新に取組み、財政負担の軽減・平準化を図る ※数値目標は、実施計画で設定する	無					公共施設等の情報を一元的に管理・集約する部署として、公共施設活用課を新たに設置。	進捗状況を管理・集約する担当課と施設所管課で、定期的に意見交換し、PDCAサイクルに基づき改善。	3年		
○○県	△△市	平成27年度	11年～20年	20年	【公共建築物】約72.0万㎡ 【インフラ系】道路：1,400km 橋りょう：7.0km 上水：900km 下水：800km など	平成27年度決算額で60億円	今後20年間の総額で約2,000億円	今後20年間の総額で約1,800億円	今後20年間の総額で約200億円	【ハコモノ施設】②40年間で延床面積の20%を削減 ・長寿命化・安全の確保 ・集約化・複合化による適正配置 【インフラ施設】・維持管理費用の削減 ・長寿命化・安全の確保	有	無	有	無	無	財産活用課にて、個別施設計画の進捗状況等を集約。公共施設マネジメント推進会議やWGにおいて、具体的な取組等に向けた検討を進める。	有識者会議等からの提言も踏まえ、総合管理計画で設定した数値目標に照らして取組を評価する。	概ね5年		
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	

※上記データは実際の地方公共団体のものではない。

個別施設計画の策定状況

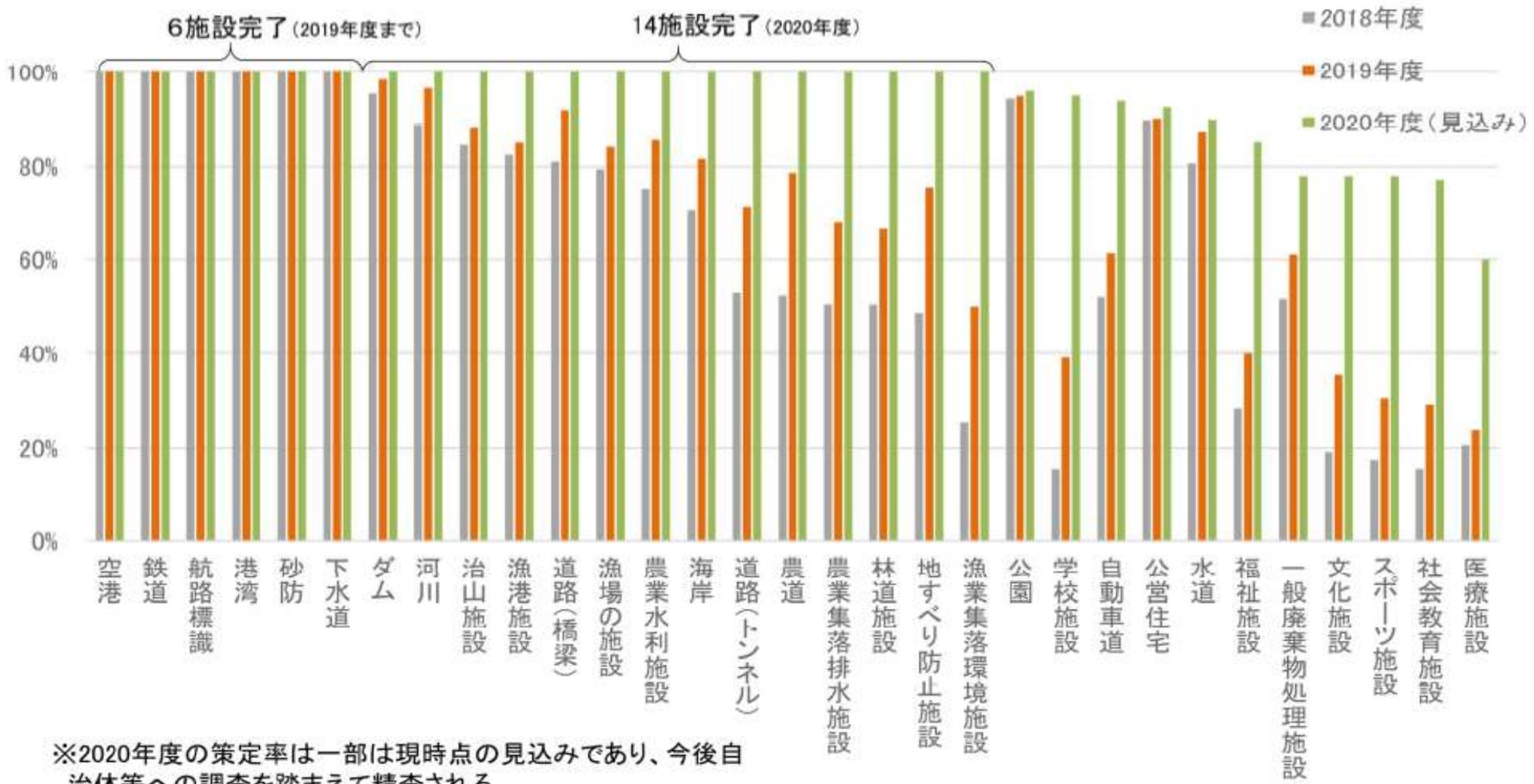
【工程表における目標】

個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%

【現状】

20施設で策定完了。

(一部、コロナの影響や施設の複合化等を合わせて検討していること等により、策定が遅れている。)



※2020年度の策定率は一部は現時点の見込みであり、今後自治体等への調査を踏まえて精査される。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 抜粋

(過疎地域持続的発展市町村計画)

第八条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画(以下単に「市町村計画」という。)を定めることができる。

2～5 (略)

6 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画及び当該市町村計画を定めようとする市町村の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するよう定めなければならない。

7～10 (略)

公共施設等総合管理計画見直しのイメージ

公共施設等総合管理計画

平成28年度までに策定
個別施設計画等の進捗に伴って充実、改訂

総合管理計画策定の目的

- ・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
- ・公共施設等の最適配置の実現

○ 公共施設等の現況及び将来の見通し

中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み

既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

対策による効果額

令和3年度までに記載

比較

充当可能な財源の見込み

取組
効果
反映

○ 公共施設等の管理の基本的な方針

- 計画期間
- 全庁的な取組体制等
- 公共施設等の管理の基本的な考え方
 - ① 点検・診断の実施方針
 - ② 維持管理・更新等の実施方針
 - ③ 安全確保の実施方針
 - ④ 耐震化の実施方針
- PDCAサイクルの推進方針

数値目標の設定

- ・公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標
- ・トータルコストの縮減・平準化に関する目標

- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦ 統合や廃止の推進方針
- ⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

反映

対策の
内容等
反映

反映

令和2年度までに策定完了

個別施設計画 A

個別施設計画 B

個別施設計画 C

個別施設計画 D

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について (令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知)

1 計画の見直しに当たっての基本的な考え方

総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

2 計画の見直しに当たって記載すべき事項

※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること

1 必須事項

① 基本的事項

- ・計画策定年度及び改訂年度
- ・計画期間
- ・施設保有量
- ・現状や課題に関する基本認識
- ・過去に行った対策の実績
- ・施設保有量の推移
- ・有形固定資産減価償却率の推移

② 維持管理・更新等に係る経費(総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ること)

- ・現在の維持管理経費
- ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・公共施設等の管理(点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等)に係る方針
- ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

2 記載が望ましい事項

- ① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
- ② 施設類型(道路、学校、病院等)ごとの管理に関する基本的な方針
- ③ 地方公会計(固定資産台帳)の活用の考え方
- ④ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

3 団体の状況に応じて記載する事項

- ① 広域連携の取組
- ② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

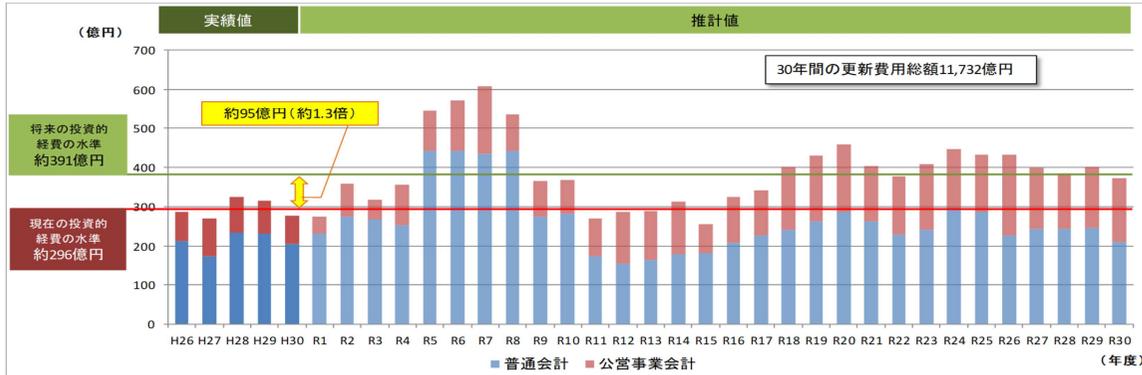
3 財政措置

令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費(専門家の招へいに要する経費(旅費、報償費等)、計画の見直しに要する経費(委託料、印刷費等))について、特別交付税措置を講じることとしたこと(措置率0.5)。

公共施設等総合管理計画を個別施設計画を踏まえて見直した例（大分県大分市）

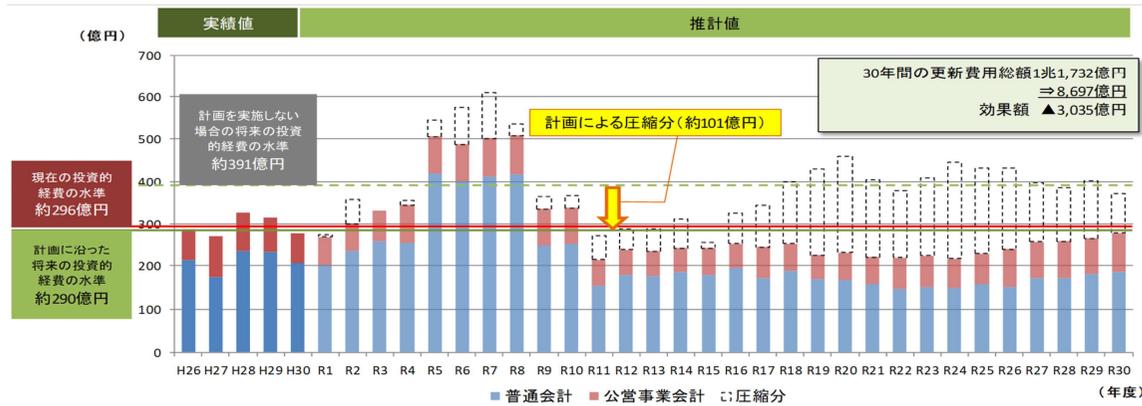
大分市公共施設等総合管理計画の記載事項(抜粋)

投資的経費の推計（従来手法：30年）



総合管理計画に沿って
長寿命化等を実施した場合

投資的経費の推計（計画に沿った手法：30年）



2) 今後の方向性

今後も、長寿命化、集約・複合化等の公共施設の適切な維持管理に努めることにより、維持管理費や延床面積の縮減をはかります。主なものは、佐野清掃センターと福宗環境センターを、周辺市との広域処理を含めた集約化を行うとともに、学校施設において引き続き長寿命化改修を実施します。さらに、その他の施設においても長寿命化、集約・複合化を進めるなど本計画の推進を図ります。

個別施設計画の内容を踏まえた総合管理計画の見直しにより、
①費用推計の精緻化
②公共施設マネジメントに係る今後の方向性の提示
が可能となっている。

①費用推計の精緻化

見直し前は、上段の「従来手法」(※1)による推計のみだったが、個別施設計画を踏まえた見直しにより、下段の「計画に沿った手法」(※2)による推計が可能となった。

また、これにより、計画に基づく対策による具体的な効果額も算出可能となった。

※1 機械的に一定期間で施設の建替を行うと仮定

※2 個別施設計画に沿った時期に施設の建替又は長寿命化改修を行うことを想定

②今後の方向性の提示

具体的な施設を前提とした今後の公共施設マネジメントの方向性を示すことが可能となった。

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の創設

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を創設**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する政策テーマ

- 公営企業の経営戦略の策定・経営支援
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備
- **公共施設等総合管理計画の見直し(公共施設マネジメント)**

(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣

課題達成支援事業
上記の政策テーマの実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣

啓発・研修事業
都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため政策テーマの研修を行う場合に派遣

※1 アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担

※2 各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施

(3) 事業規模

- 約3億円（約500団体・公営企業への派遣を想定）

経営・財務マネジメント強化事業(公共施設等総合管理計画の見直し関係) 登録者一覧

組織名・所属	役職	氏名(漢字)
一般社団法人エリアクラフト北海道	専務理事	フタキ タダス 二木 匡
株式会社吉岡経営センター 公会計コンサルティング部	次長	カワサキ コウセイ 川崎 香成
有限責任監査法人トーマツ	シニアスタッフ	アベ タクヤ 安部 拓哉
青森県県土整備部建築住宅課	課長	コマイ ノブヒト 駒井 裕民
盛岡市商工労働部ものづくり推進課(前 財政部資産経営課)	主査/博士(総合政策)	ウワモリ サダユキ 上森 貞行
盛岡市総務部総務課	法制係長	タカギ ダイスケ 高木 大輔
合同会社202020	代表社員	カワグチ ジュン 川口 潤
株式会社旭ブレインズ	代表取締役	マツオ タカユキ 松尾 孝之
株式会社旭ブレインズ	中小企業診断士	クラカネ トオル 倉金 徹
株式会社旭ブレインズ	コンサルタント	タカハシ ツバサ 高橋 翼
税理士法人あさひ会計	チームマネージャー	サトウ ツカサ 佐藤 司
前橋工科大学・工学部建築学科	准教授	ツツミ ヒロキ 堤 洋樹
上尾市 総務部 危機管理防災課	課長	ヨシナガ ヒロキ 吉永 広樹
千葉市財政局資産経営部資産経営課	主査	エンドウ ミツグ 遠藤 貢
早稲田大学パブリックサービス研究所(元習志野市財政部資産管理室長)	招聘研究員	ヨシカワ キヨシ 吉川 清志
習志野市総務部情報政策課	課長	ハヤカワ シゲキ 早川 誠貴
合同会社まちみらい	代表社員	テラサワ ヒロキ 寺沢 弘樹
板橋区 政策経営部 政策企画課	主任	ウノ タカオ 宇野 高雄
小平市教育委員会教育部学務課	課長	イイジマ ケンイチ 飯島 健一
東京都立大学 都市環境学部 (建築事務室)	客員教授	ヤマモト ヤストモ 山本 康友
OAG税理士法人公会計部	部長	サカベ ジュンヤ 坂邊 淳也
早稲田大学 研究院 総合研究機構 水循環システム研究所/早稲田大学大学商学学術院商学部(兼任)	准教授兼主任研究員	サトウ ユウヤ 佐藤 裕弥
東洋大学 経済学研究科 公民連携専攻	客員教授	フジキ ヒデアキ 藤木 秀明
株式会社大和総研金融調査部	主任研究員 中小企業診断士	スズキ フミヒコ 鈴木 文彦
有限責任監査法人トーマツ	パートナー	ソウワ ノブユキ 宗和 暢之
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	マネジャー	ヨネタニ ナオアキ 米谷 直晃
有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部 インダストリー事業部 パブリックセクター	シニアスタッフ	フクイ ヒロアキ 福井 裕明

経営・財務マネジメント強化事業(公共施設等総合管理計画の見直し関係) 登録者一覧

組織名・所属	役職	氏名(漢字)
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	シニアスタッフ	ヤナギハラ カズオ 柳原 一夫
有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部 パブリックセクター	マネジャー	マツウラ トモヤ 松浦 友哉
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	マネジャー	ヤマダ タツヤ 山田 達也
株式会社フリーフライト(一般社団法人地方公会計研究センター)	代表取締役 公会計コンサルタント 税理士	トヨイズミ ヤヨイ 豊泉 弥生
株式会社フリーフライト(一般社団法人地方公会計研究センター)	パブリックセクター 主任研究員	イイダ シヅコ 飯田 志津子
一般社団法人 日本経営協会	専任コンサルタント	カワシマ ユキオ 川嶋 幸夫
落合公認会計士事務所		ハタカワ ヤスオ 畑川 康生
株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティング 地方創生事業部	主任	カワシマ ヨシユキ 川島 慶之
秦野市上下水道局経営総務課	参事(兼)課長	シムラ タカシ 志村 高史
東洋大学経済学研究科公民連携専攻	客員教授	ミナミ マナブ 南 学
富山市企画管理部行政経営課	課長	ヤマグチ マサユキ 山口 雅之
ぬのめ会計事務所(布目剛公認会計士税理士事務所)	所長	ヌノメ ツヨシ 布目 剛
税理士法人合同経営会計事務所(一般社団法人地方公会計研究センター)		ナカツ マサユキ 中津 勝行
税理士法人TACT高井法博会計事務所(一般社団法人地方公会計研究センター)	代表社員	ヒロセ リョウタ 廣瀬 良太
浜松市財務部アセットマネジメント推進課	課長補佐	スズキ ケンイチロウ 鈴木 健一郎
浜松市市民部スポーツ振興課	課長補佐(専門監)	マツノ ヒデオ 松野 英男
沼津市 財務部 資産活用課	技師	ナトリ タクヤ 名取 拓哉
有限責任監査法人トーマツ 静岡事務所	マネジャー	ナガイ ツトム 永井 勤
岡崎市総合政策部	部長	ナガタ マサル 永田 優
岡崎市総合政策部企画課	課長	オカダ コウスケ 岡田 晃典
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	マネジャー	トシユキ ジュン 利行 淳
有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部 中京リスクアドバイザー	マネジャー	ハマダ シンペイ 濱田 新平
大津市 建設部 建築課	課長補佐	ヨシカワ ヒロユキ 吉川 博之
菅原正明公認会計士・税理士事務所	所長	スガハラ マサアキ 菅原 正明
有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部パブリックセクター	シニアスタッフ	タマイ トモフミ 玉井 智文
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	シニアマネジャー	ツネミネ カズコ 常峰 和子

経営・財務マネジメント強化事業(公共施設等総合管理計画の見直し関係) 登録者一覧

組織名・所属	役職	氏名(漢字)
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	シニアスタッフ	シマザキ リョウ 嶋崎 諒
有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部パブリックセクター	シニアマネジャー	ゴトウ シュウジ 後藤 修次
有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部パブリックセクター	シニアスタッフ	イイオ タツロウ 飯尾 達朗
有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 パブリックセクター・ヘルスケア事業部	マネジャー	シバ ヒロシ 芝 弘至
横田慎一公認会計士事務所・税理士事務所／一般社団法人行政経営支援機構	所長／代表理事理事長	ヨコタ シンイチ 横田 慎一
吹田市福祉部指導監査室	理事(福祉指導監査担当)	ホキ モト カオル 保木元 薫
伊丹市総合政策部政策室施設マネジメント課	課長	ノナカ タカシ 野中 孝志
伊丹市総合政策部政策室	主幹	マスイ ユキオ 升井 幸男
明石市総務局財務室	室長兼財務担当課長	マツナガ ソウヘイ 松永 聡平
芦屋市企画部マネジメント推進課	課長	シマヅ ヒサオ 島津 久夫
株式会社ニシオカ(一般社団法人地方公会計研究センター)		アケド ミホ 明渡 美保
株式会社ニシオカ(一般社団法人地方公会計研究センター)		マエヤマ ヤスノリ 前山 恭範
鳥取市 市民生活部 協働推進課	課長補佐	ミヤタニ タカシ 宮谷 卓志
株式会社フリーフライト(一般社団法人地方公会計研究センター)	執行役員 山陰センター長 公会計コンサルタント	ヤマナカ ヨシノリ 山中 良典
株式会社 E.S CONSULTING GROUP		タズミ コウスケ 田住 光佑
税理士法人 長谷川会計	地方創生支援事業部 課長	ハセガワ ユウイチ 長谷川 裕一
税理士法人 長谷川会計	地方創生支援事業部 課長	イケダ シンゴ 池田 晋悟
株式会社 E.S CONSULTING GROUP		イギ ヒロム 井木 広夢
株式会社 E.S CONSULTING GROUP		カセノ ユウスケ 加瀬野 佑介
株式会社 E.S CONSULTING GROUP		カワグチ トモユキ 川口 智幸
有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部 パブリックセクター	シニアスタッフ	オオバ サキ 大庭 沙紀
ランドブレイン株式会社 福岡事務所 兼 公民連携チーム	福岡事務所所長補佐	ヤマダ ヤスヒロ 山田 快広
株式会社 諸井会計		タナカ ヨシナオ 田中 良直
株式会社 諸井会計		マツオ カズキ 松尾 一樹
株式会社 地域科学研究所 熊本事務所	熊本事務所長	ホリタ ノブヒト 堀田 宣仁
株式会社 地域科学研究所	創生デザイナー・公共不動産ディレクター	ニシダ トシヒコ 西田 稔彦

(2) 公共施設等適正管理推進事業債について

公共施設等の適正管理の推進

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、集約化・複合化事業の対象を拡充等

【地方債計画額 H29：3,150億円 → H30～R2：4,320億円 → R3：4,320億円】

期間：平成29年度から令和3年度まで(ただし、経過措置として、令和3年度までに建設工事に着手した事業については、令和4年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる)

公共施設等適正管理推進事業債

※下線部分は令和3年度からの措置

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉建築物(公民館等) : 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業
非建築物(グラウンド等) : 維持管理経費等が減少すると認められる集約化・複合化事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。

② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設(道路(舗装、小規模構造物等)、河川管理施設、砂防関係施設(昭和53年以降の技術基準で設計された施設を含む。)、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定の規模以下等の事業)

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

⑥ 除却事業

〈対象事業〉公共施設等の除却を行う事業

〈充当率〉90%

(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

※①～⑥全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

公共施設等の適正管理の推進について

公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するため、地方団体が策定した公共施設等総合管理計画について、個別施設計画の内容等を踏まえた見直しが令和3年度中に行われるよう、地方団体の取組を支援。

また、公共施設等適正管理推進事業費について、対象事業の拡充等を実施。

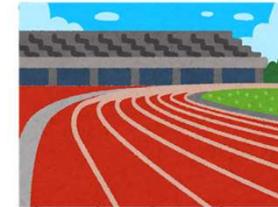
1. 公共施設等総合管理計画の見直し

- ・ 中長期的な公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込みをはじめ、公共施設の適正管理に当たって重要と考えられる事項を盛り込んだ上で、令和3年度中に公共施設等総合管理計画の見直しが行われるよう、地方団体に対し、留意事項等を助言
- ・ 市町村における、専門家の招へいや業務委託など公共施設等総合管理計画の見直しに要する経費に対する特別交付税措置 措置率 0.5

2. 公共施設等適正管理推進事業費の対象事業の拡充等

【対象事業の拡充】

集約化・複合化事業について、非建築物(グラウンド等)についても対象とする



【経過措置】

令和3年度までに建設工事に着手した事業については、令和4年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

※ 事業期間終了後の本事業費のあり方については、地方団体における取組状況や課題等を踏まえ検討

(参考) 公共施設等適正管理推進事業債(令和3年度)

<対象事業> ①集約化・複合化事業、②長寿命化事業、③転用事業、④立地適正化事業、⑤ユニバーサルデザイン化事業、⑥除却事業

<地方財政措置> 充当率: 90% 元利償還金に対する交付税措置率: ① 50%、②~⑤ 財政力に応じて30~50%

<事業期間> 令和3年度まで

感染症を乗り越えて活力ある地域社会を実現するための 地方税財政改革についての意見（令和3年5月21日）（抜粋）

第三 地方税財政改革の方向

2. 地方財政の健全化に資する取組等

（1）公共施設等の適正管理

過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎える。地方財政が極めて厳しい状況にある中、各地方自治体が、財政マネジメント強化の観点から、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要である。

現在、ほとんどの地方自治体において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理のための公共施設等総合管理計画の策定が完了している。地方自治体においては、令和3年度中に、策定済みの個別施設計画等の内容を踏まえ、公共施設等総合管理計画の見直しを行うこととされていることから、国としても、更なる公共施設マネジメントの推進を図る観点から、各地方自治体の本計画の見直しを促進するとともに、地方自治体が本計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を着実に実行するため、適切な支援が必要である。

そのために設けられた公共施設等適正管理推進事業債については、令和3年度が措置年限とされているが、活用実績は年々増加しており、各地方自治体の公共施設等総合管理計画においても引き続き公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化等に取り組むこととされていることから、今後も安定的な財源の確保が必要となることを見込まれる。このため、地方自治体が総合的かつ計画的に公共施設等の適正管理に取り組む場合に活用することができるよう、同事業債の期間を延長する方向で検討すべきである。さらに、同事業債の活用策や取組事例等の周知を行うなど、広く地方自治体の取組を後押しすべきである。

(3) 公共施設マネジメントにおける地方公会計の活用について

固定資産台帳を活用した公共施設等総合管理計画の策定（長崎県島原市）

事例概要

- 公共施設等の管理を計画的・効率的に進めていくため、地方公会計と連動して情報の一元管理と共有化を図ることとし、公共施設等総合管理計画の策定に際しては、固定資産台帳のデータを活用して、施設の現状分析や、施設の更新等に係る経費見込みの算定を実施。

取組内容

- 平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画において、固定資産台帳の掲載項目である取得日・耐用年数・面積・取得金額・減価償却累計額などの数値データを活用し、施設類型別や建築年別の延床面積や老朽化比率を算出し、現状分析を実施。
- また、固定資産台帳のデータを基に、保有する全ての施設の更新等に係る経費見込みの試算を行い、公共施設等総合管理計画に掲載。
- 持続可能で健全な維持管理を実現するためには、今後40年間に

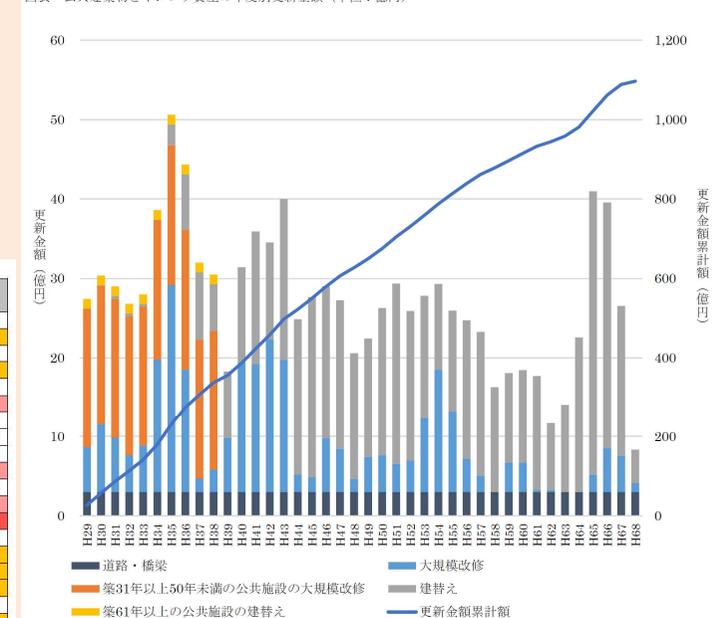
図表 施設老朽化比率

大分類	中分類	施設数	100%	80%以上	60%以上	40%以上	20%以上	20%未満	平均比率
市民文化系施設	文化施設	2	0	1	0	0	1	0	53.7%
社会教育系施設	公民館	6	0	1	4	0	1	0	67.3%
	図書館	1	0	0	0	1	0	0	58.3%
スポーツ・レクリエーション施設	その他社会教育施設	3	0	1	2	0	0	0	73.1%
	スポーツ施設	17	1	2	6	4	1	3	36.1%
産業系施設	レクリエーション施設	3	2	1	0	0	0	0	84.8%
	産業系施設	8	0	1	2	3	2	0	39.0%
学校教育系施設	観光系施設	14	6	0	3	0	3	2	50.7%
	小学校	10	0	1	6	0	3	0	54.1%
	中学校	5	0	2	3	0	0	0	82.2%
子育て支援施設	その他教育施設	1	0	0	0	0	1	0	32.5%
	保育所	2	1	1	0	0	0	0	85.9%
福祉保健施設	児童保育	1	1	0	0	0	0	0	100.0%
	福祉保健施設	5	1	0	1	0	2	1	35.8%
行政系施設	庁舎等	2	0	1	1	0	0	0	80.1%
	消防施設	25	14	2	5	1	1	2	77.6%
	その他行政系施設	11	1	3	3	1	1	2	60.7%
公営住宅等	公営住宅等	19	3	7	3	5	0	1	50.5%
	供給処理施設	5	0	1	0	3	0	1	74.9%
その他	その他	4	1	0	0	2	0	1	30.0%
比率			21.5%	17.4%	27.1%	13.9%	11.1%	9.0%	市全体
合計		144	31	25	39	20	16	13	52.8%

出典：「平成26年度固定資産台帳」

島原市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）より抜粋

図表 公共建築物とインフラ資産の年度別更新金額（単位：億円）



※大規模改修は築後30年目の年から2年間で、建て替えは築後60年目の年から3年間で実施することとして試算
築後31年以上50年未満の大規模改修及び築後61年以上の建て替えは、平成29年度から平成38年度までの10年間で実施することとして試算

出典：「平成26年度固定資産台帳」

効果等

- 固定資産台帳のデータをもとに算出した老朽化比率などの客観的なデータを踏まえつつ、各施設の整備方針を検討することが可能となる。計画に定めた方針に基づき、公営住宅等の取り壊しを実施。
- 引き続き、施設の長寿命化や統廃合、PPP/PFIなどの民間活力の活用などを検討し、住民ニーズに対応した効率的な管理の実現を目指す。

セグメント分析の実施手順①

(1) セグメントの単位等の設定

(以下の例は、図書館をイメージ)

①分析の目的を設定する

例) 公共施設の統廃合の検討の際の参考とする

②セグメントの単位・対象を設定する

例) 単位: 施設毎、対象: 図書館

③作成する財務書類の範囲を決定

例) 行政コスト計算書及び貸借対照表
行政コスト計算書のみ

④対象とする資産・負債・費用・収益の範囲を決定

例) 図書館が入る建物は対象とし、
図書館の所管課が入る本庁舎などの共通資産は対象外とする

⑤按分して計上する項目とその際の基準(配賦基準)の設定

例) 複数施設で一括契約している経費(例: 光熱費): 延床面積により按分

⑥必要な非財務情報を決定

例) 利用に関する情報(年間利用者数、貸出冊数、稼働日数等)

(2) 必要なデータの収集、セグメント別財務書類の作成

⑦仕訳帳等から作成対象のセグメントに関する支出・収入の情報を抽出し、直接関連付けて計上(直課)/按分して計上(配賦)

例) 物件費等は、仕訳帳や財務会計システムの予算執行データから、勘定科目や施設名称で抽出
複数施設で一括契約している経費は、延床面積で按分し、各図書館部分を算出

⑧固定資産台帳から作成対象とするセグメントに関する施設の情報を抽出し、直課/配賦

例) 複合施設は、土地や建物を延床面積等により資産額を按分し、各図書館部分を算出
減価償却費は、「取得価額÷耐用年数」により算出

⑨人件費、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額を算定し、直課/配賦

例) 職員給与費(特別職を除く) 26億円 ÷ 全職員数(特別職を除く) 400人 × 担当職員数 5人 = 3,250万円

⑩作成したデータを各財務書類に入力し、必要な財務書類を完成させる

(3) 非財務情報を用いた比較分析

⑪非財務情報を収集し、作成したセグメント別財務書類と組み合わせて分析を実施

例) 非財務情報(例: 貸出冊数)を用いて、単位当たりコストを算出し、施設間で比較し、コスト効率性を分析

⑦仕訳帳・予算執行データからの抽出

(単位: 円)			
金額	摘要	仕訳	施設
35,500,000	A図書館改修工事支払	維持補修	A図書館
50,000,000	A図書館運営委託料	物件費	A図書館
20,000,000	B図書館運営委託料	物件費	B図書館
30,000,000	B図書館改修工事支払	維持補修	B図書館
10,000,000	図書館備品購入費	物件費	図書館
3,000,000	図書館消耗品購入費	物件費	図書館
2,200,000	図書館水道料	物件費	図書館
2,000,000	図書館電気料	物件費	図書館
1,500,000	図書館ガス料	物件費	図書館
6,000,000	図書館清掃管理委託料	物件費	図書館
.....

摘要欄や施設欄をもとに、対象のデータを抽出

⑧固定資産台帳からの抽出

(単位: 円)					
	資産目名称	耐用年数	取得年月日	取得価額	減価償却累計額
事業用資産/土地	A図書館	-	1990年1月1日	52,810,390	-
事業用資産/建物	A図書館	50年	2007年4月1日	367,500,000	66,150,000
事業用資産/工作物	A図書館	10年	2007年4月1日	32,623,500	32,623,499
事業用資産/土地	B図書館	-	1980年6月1日	45,000,000	-
事業用資産/建物	B図書館	50年	1997年4月1日	294,000,000	111,720,000
事業用資産/工作物	B図書館	10年	2000年4月1日	40,000,000	39,999,999
.....

⑪単位当たりコストの分析

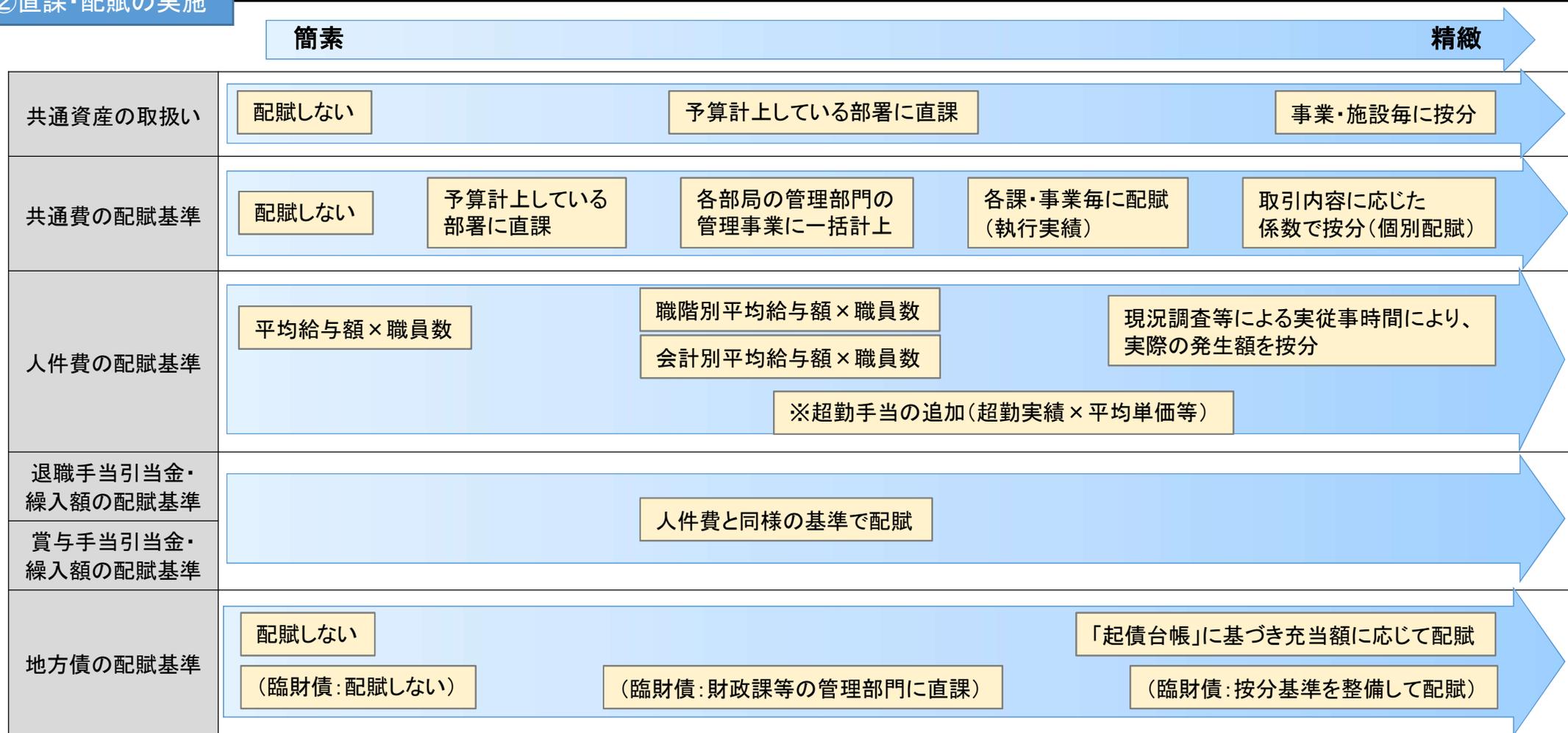
	A図書館	B図書館
平成29年3月31日現在人口(人)全体	66,000	66,000
図書館の延床面積	3,000㎡	2,000㎡
平成28年度施設利用者数(人)	280,000	150,000
図書蔵書数(冊)	320,000	100,000
平成28年度貸出冊数(冊)	500,000	200,000
1冊あたりのコスト(純行政コスト/蔵書数)	360	599
1人あたりの純行政コスト		
全体人口(職員給を含む)	2,725	1,816
全体人口(職員給を除く)	1,633	724
利用者(職員給を含む)	642	799
利用者(職員給を除く)	385	319
有形固定資産減価償却率(%)	24.70	45.40

セグメント分析の実施手順②

①元データの抽出

- 仕訳帳から作成対象とするセグメントに関する支出が含まれる伝票を抽出
- 固定資産台帳から作成対象とするセグメントに関する施設の情報抽出

②直課・配賦の実施



③作成する書類の種類

行政コスト計算書(PL)

貸借対照表(BS)

資金収支計算書(CF)

純資産変動計算書(NW)

セグメント分析（施設の統廃合）

【事例】施設別の財務書類の作成・分析による図書館の統廃合（熊本県宇城市）

背景・目的

- 合併に伴い、同種同規模の建物が旧5町ごとに存在している現状は、少子高齢化、市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に合致した施設規模・配置では必ずしもなくなってきている。
- 多くの施設を維持管理する上で、更新又は大規模改修が必要な施設に計画的かつ適切な保全管理ができていない。

事例の概要

- 財務書類のうち、経常的な行政活動に係る費用・収益を示す「行政コスト計算書」を、5つの図書館ごとに作成し、各図書館の行政コストを把握。

＜施設別行政コスト計算書＞ (単位: 千円)

施設名称	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
【行政コスト】					
人件費	14,475	13,139	13,421	15,209	8,592
退職手当コスト	1,080	585	1,080	1,170	540
委託料	495	1,525	1,713	1,445	565
需用費	1,759	5,336	3,205	2,745	1,641
減価償却費	74	11,581	1,920	4,336	1,210
その他	3,780	7,910	4,458	5,151	2,521
行政コスト合計	21,663	40,076	25,797	30,056	15,069
【収入】					
その他		4			
収入合計		4			

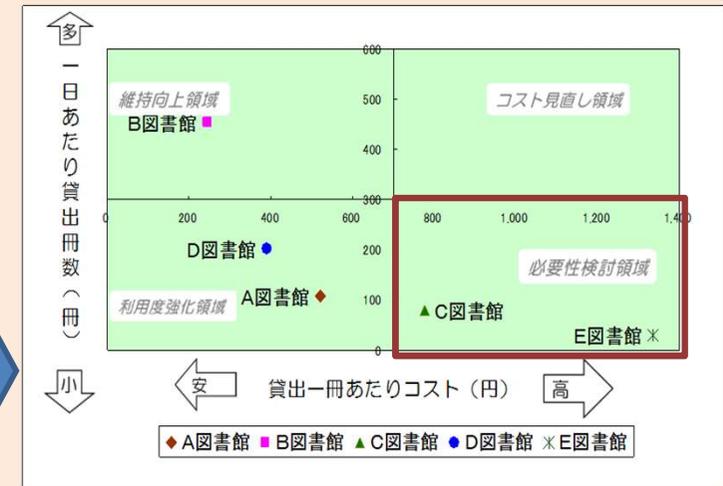
- 各図書館の行政コストをもとに、貸出一冊当たりのコストを算出。

- 一日当たりの貸出冊数と組合せてグラフ化し、4つのグループに分け、各図書館の評価分析を実施。

- 必要性検討領域(右図の右下太枠)にある2つの図書館について、耐震性や地理的要素等も考慮しながら、移転、解体等を検討。

＜一冊当たりのコストを算出＞

	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
蔵書数	27,299	72,813	39,767	40,273	8,573
貸出冊数	39,433	165,827	29,362	74,004	10,883
行政コスト(千円)	21,663	40,076	25,797	30,056	15,069
1日あたり貸出冊数	108	454	80	203	30
1冊あたりコスト(円)	549	242	879	406	1,385



効果等

- 検討の結果、耐震性が低いC図書館については、平成27年度解体撤去。
- 市街地中心部から離れていたE図書館はB図書館の分館として中心部にある支所に移転(貸出冊数が倍増(1,500冊→3,000冊/月))。E図書館であったスペースを利用し、複数あった郷土資料館を宇城市郷土資料館として統合。

固定資産台帳を活用した公共施設の個別分析（兵庫県洲本市）

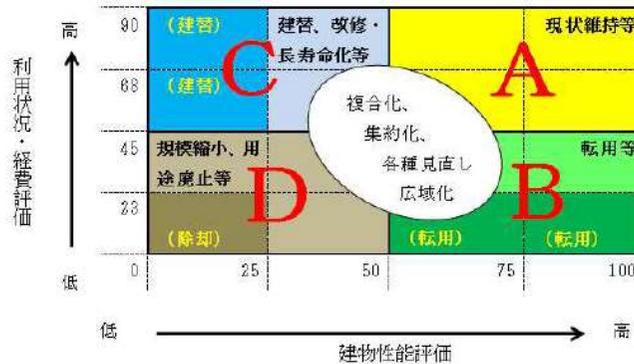
事例概要

- 個別施設計画の策定に併せて、各施設の状況や今後の方針の検証ツールとして「施設カルテ」を作成。「施設カルテ」においては、固定資産台帳のデータを活用して、老朽化比率と施設の利用状況を用いてマトリクス分析を実施。

取組内容

- 平成30年度から本格化した個別施設計画の策定に関連して、同計画の対象施設について、関係部署と協議の上で、「施設カルテ」を作成。
- 「施設カルテ」においては、固定資産台帳のデータから、取得価額や耐用年数などの情報を引用。また、減価償却累計額を用いて、老朽化比率を算出し、施設の利用状況等と組み合わせ、マトリクス分析を実施。
- 「施設カルテ」における判定結果を基に、外部有識者からなる公共施設等再編整備検討委員会において、将来の財政収支や施設配置状況に大きく影響を及ぼすと思われる公共施設について、現地調査を実施。
- その結果を踏まえつつ、委員会において、今後の施設の統廃合・用途廃止について検討を実施。今後、個別施設計画に検討結果を反映予定。

【施設評価判定表】



施設カルテ（抜粋）

施設カルテ				
基準日 平成30年3月31日				
施設基本情報				
大分類	市民文化系施設	中分類	集会施設	
施設名	洲本中央公民館	所管課	生涯学習課	
施設評価・判定				
項目	数値	平均値	判定	得点
1 一人当たり経費(円)	-658	-881	B	20
2 一人当たり面積(m ²)	0.03	0.11	A	30
3 稼働率			A	30
利用状況・経費評価(縦軸)				80
4 老朽化比率	95%		D	0
5 耐震性能			B	20
6 バリアフリー			D	0
7 自主点検			B	15
建物性能評価(横軸)				35
総合判定				C

効果等

- 公共施設マネジメントを行う上で、固定資産台帳のデータをはじめとする各データを用いて「施設カルテ」による分析を行うことにより、客観的な評価が可能となり、評価結果を基にした改善・見直しにつなげることができる。

地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

統一的な基準による固定資産台帳・財務書類の整備

地方公会計

- 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備する。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要
- 統一的な基準による財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書等）を作成する。

公共施設等総合管理計画等の不断の見直し

公共施設等適正管理

- 固定資産台帳のデータ、各施設の診断結果や個別施設計画に記載した具体的な対策内容等を踏まえ、将来の施設更新必要額の推計等を行い、充当可能な財源と見比べながら、公共施設等総合管理計画を不断に見直す。

各分野ごとの個別施設計画の策定

公共施設等
適正管理

- 個別施設ごとに、点検・診断によって得られた個別施設の状態を踏まえ、対策内容と実施時期、対策費用の概算等を整理する。

施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

- 施設別の行政コスト計算書等によるセグメント分析を実施することで、個別具体的な統廃合等の議論（各論）につなげることができる。※公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方（総論）が盛り込まれている

公共施設等適正管理推進事業債等の活用

公共施設等適正管理

- 個別施設計画等において、具体的な対策を決定した公共施設等について、公共施設等適正管理推進事業債等を活用することにより、集約化・複合化、転用、除却、長寿命化等を円滑に推進することができる。